

第 5 回

熊本県議会

# 経済常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時 1 分開議  
 午前10時 4 分休憩  
 午前10時 9 分開議  
 午前11時48分休憩  
 午後 1 時 1 分開議  
 午後 2 時14分閉会

副委員長 溝 口 幸 治  
 委 員 西 岡 勝 成  
 委 員 藤 川 隆 夫  
 委 員 鎌 田 聡  
 委 員 早 田 順 一  
 委 員 内 野 幸 喜  
 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

本日の会議に付した事件

議案第 1 号 平成20年度熊本県一般会計補  
 正予算（第 3 号）  
 議案第 2 号 平成20年度熊本県中小企業振  
 興資金特別会計補正予算（第 1 号）  
 議案第 6 号 平成20年度熊本県高度技術研  
 究開発基盤整備事業等特別会計補正予算  
 （第 2 号）  
 議案第 7 号 平成20年度熊本県電気事業会  
 計補正予算（第 2 号）  
 議案第 8 号 平成20年度熊本県有料駐車場  
 事業会計補正予算（第 1 号）  
 議案第13号 ようこそくまもと観光立県条  
 例の制定について  
 閉会中の継続審査事件について  
 報告事項  
 ①くまもとの夢 4 カ年戦略(案)の概要につ  
 いて  
 ②制度融資に係る保証協会の求償権放棄に  
 関する取扱いについて  
 ③ようこそくまもと観光立県推進計画の概  
 要について  
 ④熊本県営有料駐車場あり方検討状況の報  
 告について  
 荒瀬ダムについて

説明のため出席した者

熊本県 知 事 蒲 島 郁 夫  
 総務部  
 財政課長 田 嶋 徹  
 環境生活部  
 環境政策課長 楢木野 史 貴  
 環境立県推進室長 森 永 政 英  
 環境保全課長 福 留 清 秀  
 水環境課長 小 嶋 一 誠  
 商工観光労働部  
 部 長 島 田 万 里  
 次 長 赤 星 政 徳  
 次 長 竹 上 嗣 郎  
 首席商工審議員  
 兼商工政策課長 宮 尾 尚  
 産業支援課長 前 田 正 夫  
 経営金融課長 藤 好 清 隆  
 首席企業立地審議員  
 兼企業立地課長 小野上 典 明  
 観光物産総室長 梅 本 茂  
 観光物産総室副総室長 松 岡 岩 夫  
 労働雇用総室長 長 野 潤 一  
 労働雇用総室副総室長 松 永 康 生  
 労働雇用政策監  
 兼産業人材育成室長 福 島 裕  
 農林水産部  
 次 長 堤 泰 博

出席委員（8人）

委員 長 佐 藤 雅 司

農村計画・技術管理課長 進 藤 金日子  
水産振興課長 岩 下 徹  
漁港・漁場整備課長 久保田 義 信  
土木部  
河川課長 野 田 善 治  
企業局  
局 長 上 野 信 一  
次 長 上 野 幸 一  
総務経営課長 中 園 幹 也  
工務課長 福 原 俊 明  
労働委員会事務局  
局 長 井 公 男  
審査調整課長 佐 伯 康 範

事務局職員出席者

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝  
政務調査課課長補佐 内 田 豊

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから第5回経済常任委員会を開会いたします。

次第2、説明者の出席要求についてお諮りをいたします。

次第7の荒瀬ダムに関しまして、お手元に配付してありますとおり、知事及びP Tにかかわった関係課などに本委員会の説明員として出席を要求したいと思いますのですが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、次第7につきましては、午後1時より審議を行いたいと思います。

それでは、出席要求の手続のために、しばらく休憩をいたしたいと思います。

午前10時4分休憩

午前10時9分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

まず、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、付託議案等の質疑は、議案等の説明が終了した後、一括して受けたいと思います。

まず、議案等について商工観光労働部、それから企業局の順に説明を受けます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○島田商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案について御説明を申し上げます。

県内経済は、かねてからの原材料価格上昇などの影響に加え、米国発の金融危機による世界的な景気後退や円高の進行等により、企業収益や景況感が悪化するなど、極めて厳しい状況にあります。特に、これまで県経済を牽引してきた半導体や自動車関連企業など、輸出型産業は大きな影響を受けており、関連する中小企業を含め、県内の企業を取り巻く環境は深刻な状況となっております。

先行きについても、原油価格等の下落により一定の効果は期待できるものの、雇用情勢の悪化を含め、景気の状態はなお一層厳しさを増すものと懸念をいたしております。

このため、県といたしましても、県内中小企業の支援と雇用対策について、追加経済対策を含めた国の施策と有機的に連動させながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

まず、12月補正予算についてでございますが、総額で4,359万円余の補正をお願いしております。そのうち、一般会計では、2,297万円余の補正をお願いしております。

この内容は、本年の8月29日に、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定をされた安心実現のための緊急総合対策において創設された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した5事業に要する

経費でございます。

また、中小企業振興資金特別会計におきまして、中小企業高度化資金の貸し付け財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れていた資金の元金及び利子を償還するもので、2,062万円余の補正をお願いしております。

次に、条例等関係でございますが、ようこそくまもと観光立県条例を御提案いたしております。

これは、観光を総合産業として確立させ、郷土に誇りと愛着を持つことができる観光立県を実現させるため、県民、観光事業者等、市町村や県が連携、協力して取り組みを進めることができるよう、条例の制定をお願いするものであります。

また、臨空テクノパークや新たな工業団地の整備事業に伴う繰越明許費をお願いいたしております。

このほかに、くまもとの夢4カ年戦略の概要など3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては担当課長、総室長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮尾商工政策課長 商工政策課長でございます。よろしくお願いいたします。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

商工政策課は、中小企業振興費で305万7,000円の補正をお願いしております。

内容は、右側説明欄に記載しております農工商連携緊急支援事業に要する経費でございます。中小企業活力対策といたしまして、県内中小企業と農林水産業との連携による新商品開発、販路開拓を促進するための展示会、商談会の開催に伴う経費でございますが、具体的には、来年2月にグランメッセで開催されます産業ビジネスフェアに合わせて、県内企業が開発した新商品を展示し、販路開拓を行

うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前田産業支援課長 産業支援課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、工鉱業振興費の1,230万円の増額をお願いしております。

まず、右側の説明欄1番のものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業の中の地域結集型共同研究推進事業1,100万円の増額につきましては、熊本大学を中心に組み込んでおります次世代耐熱マグネシウム合金の研究開発に必要な研究機器等の整備に係る財団法人くまもとテクノ産業財団に対する補助でございます。

次に、2番の次世代自動車エネルギー研究開発対策事業130万円の増額でございますが、これは、次世代自動車エネルギーの県内自動車関連企業への普及を図るため、電気自動車等のセミナーや展示会等を開催するものでございます。

展示会につきましては、来年2月5日から6日に、グランメッセ熊本において開催予定の熊本産業ビジネスフェアへの出展を予定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の元金及び利子につきましては、元金1,871万4,000円、利子190万9,000円、合計2,062万3,000円の増額補正をお願いしております。

この元金及び利子につきましては、高度化資金貸付金に係るものでございまして、貸し付け先から返済されます償還金のうち、中小企業基盤整備機構からの借り入れに相当する

分を同機構に対して償還するものでございます。

貸し付け先からの繰り上げ償還等はございまして、当初見込んでおりました償還額以上に償還することとなりましたことによりまして増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課小野上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計に係ります繰越明許費でございます。

現在益城町で事業を展開しております臨空テクノパークにつきましては、現在第2空港線からの進入路の改良について地権者との用地交渉を行っておりますが、この交渉の状況を考慮して繰り越しを申請するものでございます。

また、今年度新たに着手いたしました菊池市の旭志川辺地区工業団地につきましては、現在環境配慮システムに基づく環境調査を実施しておりますが、調査に相当期間を要するというところでございます。

また、県南地域の市町村が行います工業団地整備支援のための調査費につきましても、年度内の完成を目指して水路調査などの調査に着手しておりますが、ボーリングの深さ等によっては、ある程度の期間を要することも想定されるところでございます。

これらの費用の合計2億円を繰り越し申請するものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○梅本観光物産総室長 観光物産総室長でございます。資料の6ページをお願いいたします。

観光客誘致対策費といたしまして、600万円の補正をお願いしております。

説明欄にありますように、阿蘇山上安心実現緊急整備事業としておりますが、阿蘇の火口の入り口にあります廃屋レストラン2棟につきまして、火口見物の玄関口となります所に、ほぼ10年近く閉鎖の状態になっておりますけれども、南阿蘇村が事業主体となりまして撤去ということで事業を組み立てております。それに対する県の補助でございます。総事業費約2,000万円程度と見込まれておりますけれども、県として600万円の補助をするものでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、議案第13号といたしまして、ようこそくまもと観光立県条例の制定について御提案を申し上げております。説明は、14ページに若干わかりやすく書いておりますので、14ページ以降で御説明を申し上げます。

条例検討の背景といたしまして、2点を挙げております。観光を総合産業としてぜひ確立をさせたい、そしてもう一つは、県民が郷土に誇りと愛着を持つことができる地域社会を形成する、そういった2つの目的で観光立県を実現させようということ条例をお願いするものであります。

この条例を制定いたしまして、県、市町村、県民、観光事業者、観光団体が連携、協力して取り組みを進めることができるように条例を制定するものでございます。

全国での制定状況でございますけれども、沖縄は昭和54年に既に制定しておりますが、全国で9番目の制定ということを目指しております。なお、欄外にありますように、国におきましては、観光立国推進基本法を平成18年12月に施行しております。

条例案の骨子でございますが、(1)でございます。前文におきまして、先ほど申し上げました条例の目的、理念、こういった2つの視点について書いております。

(2)でございますが、第1章の総則におきまして、県、県民、観光事業者、観光団体の

役割や責務、そして、これは全国でも熊本だけでございますけれども、旅行者、訪れる方々の協力、観光地づくりあるいは観光に対する取り組みの協力、こういったことについて規定をしております。

(3)でございますが、第2章といたしまして、観光立県の実現に関する施策といたしまして、5つの節に分けて書いております。

また(4)(5)といたしまして、観光審議会の位置づけ、それから、雑則ということで全体を構成しております。

15ページでございます。

検討の経緯でございますけれども、熊本県観光審議会での審議を初めといたしまして、県民や県議会の先生方に御意見をいただきながら作成をしております。

観光審議会の委員といたしましては、交通事業者や経済界、マスコミ、物産関係者、県議会、これは佐藤委員長に御出席いただいておりますが、こういった観光審議会を中心に検討をいただいております。

また(3)でございますけれども、パブリックコメントといたしまして、6人、19件の御意見をいただきまして、それぞれ条例の中に落とし込みながら踏まえさせていただいたところでございます。

16ページをお願いいたします。

概要といたしまして、一番上に、6月定例県議会で蒲島知事が申しました歴史回廊くまもと観光立県宣言ということ踏まえまして、2つの視点、左側が総合産業としての観光の実現でございますけれども、県民総生産に対しまして4.3%の大きなウエートを占める観光について、ぜひ振興を図っていきたいという視点、それから、右側が、郷土に誇りと愛着を持つことができる地域社会を実現するのに寄与するといった2つの視点から条例を組み立てるということでございます。

真ん中ほどに、条例の特色といたしまして、新しい観光の概念としております。狭い意味

での観光だけでなく、スポーツ交流、芸術交流、文化交流、こういった多様な交流を含みます観光への取り組みについて規定をしております。

また、先ほどから言っておりますように、民間、行政一体となった県民総参加の取り組みあるいは全庁挙げての総合的な取り組みで、ぜひ観光立県を実現していきたいと考えております。

5つの施策といたしましては、真ん中の上の方にあります競争力のある魅力的な観光地づくりといたしまして、ニューツーリズムあるいは長期滞在の促進などについて規定をしております。

また、右の方で、おもてなしの強化と人材の育成ということで、おもてなしの心だけでなく、地域にあります食によるおもてなしなどについても取り組みを強化するよう規定をしておりますし、おもてなしの多様な人材の育成について規定をしております。

また、左側に行きますけれども、県民一人一人が関心を持って、みずから取り組むための意識の醸成といたしまして、県民に対しての情報提供、あるいは学習機会の提供、あるいは観光週間とか表彰制度、こういったものについての規定を設けております。

また、左下にございますけれども、県外、国外からのさまざまな目的での来訪の促進といたしまして、先ほど言いましたスポーツ交流、文化交流などによりましてたくさん来ていただく、あるいは他県との連携、外国人誘客について規定をしております。

最後に、右隅ですけれども、快適な旅行のための環境の整備といたしまして、交通施設、交通アクセス、こういった交通インフラ等についての整備について規定をしております。

17ページが全体の構成でございますが、前文、そして、目的、基本理念として第2条を規定しておりますが、真ん中以下のところに、県や県民、観光事業者などの責務について、

3条、4条、5条、6条で規定をしております。

なお、第7条で、旅行者の協力ということで、観光資源の育成及び保全への協力を求めるあるいは観光に対するさまざまな取り組みへの参加を求める、こういった視点での協力の規定を置いております。

8条で、観光立県の推進計画について位置づけをいたしまして、今後、条例を具体化するための長期計画をつくりまして、着実に進めていくことにしております。

18ページでございますけれども、先ほど5節、5本の柱について申し上げましたので、重複しますので割愛いたしますけれども、第1節から第5節まで、22条までについて各施策について規定をしております。また、第3章では、観光審議会の位置づけをしたところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室長の長野でございます。よろしく申し上げます。

資料は19ページでございます。

失業対策総務費で、説明欄にございますように、地域若年者等緊急雇用推進事業で161万4,000円を計上させていただいております。要求しております。

厳しい雇用環境にございます若年者や非正規雇用者に対する雇用の確保という点で、現在9カ所の公共職業安定所に配置しております地域雇用対策推進員による求人開拓及び求職者とのマッチング支援に係る活動経費をお願いいたしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは次に、企業局の総括説明を上野企業局次長から説明をお願いいたします。

○上野企業局次長 今回、企業局から御提案申し上げております議案は、補正予算関係2議案でございます。

電気事業会計につきましては、荒瀬ダム関連の工事に係る増額を2件お願いいたしております。

有料駐車場事業会計につきましては、平成21年度の料金徴収等業務に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。

詳細につきましては総務経営課長の方から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、熊本県営有料駐車場あり方検討状況の報告について御報告させていただくこととしており、また、午後から荒瀬ダムについて御審議いただくこととしておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、議案第7号、第8号について、中園総務経営課長。

○中園総務経営課長 企業局総務経営課でございます。説明資料の20ページをお願いいたします。

補正予算の総括表でございます。

今回、電気事業会計の収益的支出の増額補正及び有料駐車場事業会計の平成21年度の債務負担行為の設定の2議案をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的支出の営業費用について、1億7,700万円余の増額補正をお願いしております。内容は、荒瀬ダム関連の工事に係る増額2件でございます。

まず、荒瀬ダム泥土除去につきましては、平成21年度までに全量を除去することとしておりますが、平成19年度に除去した泥土の含水率が高く、所要強度不足で処理場への搬出ができず、八代港の加賀島地区に仮置きしておりましたものを、今回芦北町の残土処理場

までの運搬を行うために、1億4,900万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、荒瀬ダム砂れき除去につきましては、ダムの管理対策として10万立米を除去することとしておりますが、除去した砂れきのうち6万立米につきましては、平成19年度から22年度まで漁港漁場整備課が行う覆砂事業に利用することといたしております。今回、覆砂量の増加が必要となりまして、この覆砂量を確保するために2,800万円余の増額補正をお願いするものでございます。

この結果、収益的収支の損益は、補正前の267万1,000円の黒字から1億7,495万7,000円の赤字となりますが、この赤字額につきましては、利益積立金により次年度決算時に補てんすることといたしております。

22ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の平成21年度の債務負担の設定をお願いしております。

内容は、駐車場の平成21年度の料金徴収と業務委託でございますが、平成21年度は新たに一般競争入札を行う必要がございます。この業務委託は、接客業務や現金を取り扱う業務でありますので、委託業者には一月半の研修期間が必要でございます。これらの期間を確保する必要がありますので、今回の補正で2,600万円余を限度として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 今お手元に文書を配りましたけれども、それぞれの規定によりまして、出席要求書を委員長から議長あて、議長から知事あてに出した文書でございますので、御参考までにお配りしておきます。

以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○早田順一委員 これは労働雇用総室になり

ますかね。

今、非常に日本全国経済不況ということで、社員及び派遣社員等解雇されている例をよくテレビ等で見ていますけれども、県内においては、そういった数字といたしますか、そういったものは把握されているのでしょうか。

○長野労働雇用総室長 具体的な把握につきましては、毎月労働局が正式に調査しております情報をいただいております。ただ、先ほど申しました地域雇用対策推進員も、県内各事業所を回っておりますので、事業所を回ったところの情報というのは、こちらの方である程度把握しているところでございます。

現在まで県内でどのくらいかという総計は出ておりませんが、11月に緊急に労働局が調査しました中身によりますと、来年3月までの期間に、大体150名程度が解雇ないし雇いどめになるだろうという調査結果が出ております。

○早田順一委員 それで、そういった方々の中に、要は家を持っておられない方とか、そういった方々がどれくらいおられるのかをちょっと知りたかったんですけども、国の方で、この間だったですかね、内閣総理大臣の記者会見で、生活防衛のための緊急対策ということで出ておりましたけれども、その中で、年内にそういった住宅を確保するというようなことを言われていたと思うんですが、そういったものは国と県とは、何か国からお話があつてるとか協議をしているとか、そういうのは何かありますか。

○長野労働雇用総室長 具体的な話はまだ正式に――先週の金曜日15日に全国の職業安定部長会議があつておまして、その中で、緊急に雇いどめに遭った人とか生活困窮になる方に対する貸付金とか、雇用促進事業団ですか、そこの持つ住宅の空き家、それを緊急に



あっせんするような話が出ているのは承知しております。

それで、その住宅につきましては、大体県内では185戸程度あるやにちょっと情報をいただいておりますけれども、これがきょうから各ハローワークで、そういう住宅の申し込みとか貸付金の申し込みの相談を受けるということまでは、きょう労働局の方に確認しております。

○佐藤雅司委員長 ちょっとよかですか。

実は、今早田委員の御質問は、あと年末まで2週間程度になって、このように経済が急激に落ち込み、雇用環境も極めて悪い状況になっているということが今質問の趣旨なんです。ですから、国のそうした対策について、やっぱり県あたりも即対応しなきゃいかぬわけですね。その辺のところは、非常に今の御答弁を聞いておりますと、緊張感がないなという印象を受けます。その辺、部長いかがでございますか。

○島田商工観光労働部長 今、委員長、早田委員がおっしゃったとおりでございます、かなりこれは県内状況は厳しい状況であるし、また、さらに今後厳しくなるかと思っております。

そういうことで、私どもも、先ほど総室長が申しましたいろんな実態把握と同時に、さらに誘致をいたしております企業の大手企業、さらには地場企業の雇用状況、または資金繰りの状況、こういうところも聞き取りで今実態を調査いたしているところでございます。

それと、雇用対策、やっぱり基本的に県だけというのはなかなか厳しいものがあるものですから、これは労働局と十分連携をとりながら、そして国の方でも、今かなり金融支援、また雇用対策を中心に経済対策の施策の状況の提案が出てきております。これをよく労働

局等々と協議をしながら、一緒にできること、県でやること、そういうことに十分対応していきたいということで、今週の18日に緊急雇用対策本部を立ち上げ、第1回目の緊急対策会議を行っていきたく思っております。

この中で、まず、雇用状況がどういう状況にあるのか、そして、国、県の現在の——先ほど住宅手当と生活支援手当と、国も県もあるわけでございますので、国、県が今どういう雇用支援施策を持っているのか、金融支援施策を持っているのか、こういうのをきちっとまずやっぱり皆さんに知っていただく、そして、なおかつ国と県と今連携をしながらどういうことをやろうとしているのか、例えば今回12月補正で、商工観光労働部だけでも5事業ほどお願いをいたしておるわけでございますけれども、またさらには、この国の第1次補正で国と県が協働しながら就職支援を行っていくという取り組みも、近々国と一緒に協議会を開きながらやるようにいたしております。

こういう、一緒にどういうことをやっているのか、さらには、今度国の2次経済対策が実施をされるわけでございます。これもまだちょっと、いつ、じゃあ具体的に対策が実行に移るのかというのが見えなところがありますので、県としましては、情報をできるだけ早くとらえて、その対策が出たときに、じゃあ県と国で何ができるのか、やるべきなのか、これもできるだけ早目に準備をしたいと、スピード感を持ってやっていきたいということで、今回、この経済対策本部をできるだけ早目ということで、18日に立ち上げるようにしたところでございます。

いずれにしても、これは大変、いわゆる半導体並びに自動車という輸出型の産業が熊本県の経済を引っ張ってきたという一面があるわけでございますので、県内中小企業を含めて非常に大きな影響が今後とも出てくるという危機感を持って、これはきちっとした

取り組みをしていきたいと思っております。

○早田順一委員 ありがとうございます。

やっぱり思った以上に経済が急速に変化しておりますので、それなりに対応をしっかりとしていただきたいと思いますし、これは案でありますけれども、例えば住宅が足りないというときには、県の施設といいますか、職員住宅でも空いているところがあればそういうところに緊急に入れるとか、そういう対策も必要じゃないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤雅司委員長 要望でございますね。

○早田順一委員 はい。

○西岡勝成委員 100年に1度と言われる今度の経済不況、実体経済にいよいよ影響してくると、来年はまだまだ暗い予想ができるわけですが、私は、ある意味じゃこれをチャンスに、農林漁業なんていうのは、もう本当高齢化が進んで後継者がいないような状況下にあるんですね。農業の場合、WTOの問題もいろいろありますけれども、この際、田舎は家もいっぱい余っているし、労働条件としては決していいものじゃないかもしれないんですけども、こういう人手不足に悩んでいる農家にシフトをしていくのも、一つの私は戦略であろうと思うんですね。

こういうときに、農業の集落営農とかJAとか、そういうものともうちょっと連携をとりながら、漁業も林業も一緒ですが、シフトをさせていく。特に派遣社員の方々は、あすの生活さえ大変な状況にあるわけですから、ある意味じゃ、政府もいろいろ2次補正で計画をしているようですけれども、補助をしながらシフトをしていくということも、私は、日本の国全体、地域全体を考えていく場合に、

非常に大事な側面だと思いますので、その辺もひとつぜひ部として、課として連携をとって考えていただければと思うんですけども、どうですか。

○佐藤雅司委員長 縦割りではなくて、他の分野も大局的な見地からということでございます。

○島田商工観光労働部長 今、西岡委員の御意見のとおりかと思っております。

今回、いろいろ県内企業を調査いたしまして、基本的には8割方ぐらいは大変な、3割から5割ぐらいの影響を受けているわけでございますけれども、ただ、中には、例えば環境関連の企業でありますとか、非常に高度な技術を持っている地場企業、それと食品関係の企業、こういう企業では、これだけ厳しい中でも非常に好調で人が足りないというような企業もあるわけでございます。

そういう観点、さらには、国の方でも農商工連携、これはこの経済危機の中でも、さらに経済活性化、経済対策という観点からも取り組みたいということもありまして、私どもも、今回の12月補正でも農商工連携の予算をお願いいたしているところでございますけれども、これは経済活性化という観点、それと景気後退の中での新たな取り組みという観点から、これはぜひ農林水産部と一緒に力を入れていきたいと思っております。

既に農商工連携推進協議会というのを立ち上げておりまして、これは、県庁内の関係部局、それと関係団体、皆さん方にお集まりいただいて、情報の共有化とともに積極的に取り組もうということで、みんなで確認をいたしております。これは商工団体等も一緒になりまして、ぜひこの機会にこの農商工連携は進めていきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 関連なんですけれども、今

新卒者の内定取り消し等が出ていますよね、高校、大学卒業生の。県内でもそういうような状況はあるのか。

○長野労働雇用総室長 3週間ぐらい前に一度、県内で7人の方が、これは県外企業からの内定取り消しなんですけれども、これが発生しております、きょう時点でまた確認しましたところ、今のところそれからふえてはおりません。ただ、ハローワークには、ちょっと内定取り消しの相談あたりが幾つかはあっているということで、取り消し回避に向けて今助言等をやっているということをお聞きしております。

○藤川隆夫委員 ずっと追跡をしていただいて、困らぬような形にやっていただければと思います。

○鎌田聡委員 今の関連で、その7人という数字は私もちょっと伺っておりましたが、これはもう完全に取消されたんですかね。その後どうなったんですか、7人の方は。

○長野労働雇用総室長 7人の方は、一応内定していた会社に対してはもう取り消しされて、今取り消しした会社の関連企業あたりを、ちょっとハローワークを通じてまた探しているという状況で、今のところ内定取り消しはそのまま生きた感じになっております。それが解消されたというのはまだ聞いていません。

○鎌田聡委員 ぜひ、このフォローというか——高卒ですよね。高卒予定者ですから、教育委員会とも連携をとりながら、ぜひそのまま何もなしということにならぬように、企業にもやっぱり責任はありますので、その辺は追及していただきたいと思ひますし、県内のそういった相談の状況がまだ来ていると。こ

れは県内企業ですよね、ハローワークに来ているのは。

○長野労働雇用総室長 県内企業も含まれているということですが、まだやはり県外企業の方が多いような感じですか。

○鎌田聡委員 ぜひ、内定取り消しの相談が来ているという話は、そういった動きをやらない——この際ということで、本当に厳しいところもあるかと思ひますけれども、こういう状況だからということで、安易にそういった行動に走らないように、そういったことは商工団体を通してでも、県の方から、この緊急対策会議の申し入れでも、ぜひ商工団体あたりにやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○内野幸喜委員 これは7名。これは高卒ですね。高卒の場合はハローワークに報告する義務があるということで、県内の大学であったり、短大、専門学校とか、そういったところの学生が内定取り消しに遭った場合、その報告は県は求めているんですか。

○長野労働雇用総室長 県には報告はありませんで、基本的に高校の場合はハローワークか学校の方に報告するようになっています。大学は、それぞれ個人に行きますので、個人の方が、私が内定取り消しがあったというのを言われなければわからないという……

○内野幸喜委員 大学当局がですね。

○長野労働雇用総室長 はい。大学生が今まだ2名なんですけれども、そのあたり、今後また十分把握して対策をとってまいりたいと思ひます。

○内野幸喜委員 その2名というのは、若干

少ないような気がするんですね。恐らく大学とか各学校に報告していない方がいらっしゃるのでは、恐らくもっとこの実数というのは多くなってくると思うんですよ。現状把握のためにも、大学と専門学校、短大等にも、そういったことがあれば報告していただくような形の連絡でもしてもらおう方が私はいいいんじゃないかなと思うんですけれどもね。

○佐藤雅司委員長 もちろんそうした調査体制は整っていらっしゃるというふうに思いますが、今後ともそうした追跡調査をきちんとやって、そして問題が起こらないようにしていただきたいと思います。

この関連で何かありませんか。——それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

○内野幸喜委員 企業立地の面で、この前、玉名の愛三工業、自動車関連ということで大変心配したんですけれども、今のところ予定どおりという話を私もお伺いしました。それ以外に、進出予定の企業であったところが若干計画を変更するとか、そんな報告というのは何か出ていますか。

○小野上企業立地課長 この1週間ほど、県内の主な企業立地されたところに10数社ほど、ヒアリングといたしますか、聞き取り調査を行ってまいりました。あそこは、主に生産の調整があるかどうかということと、それから雇用に関する調整みたいなものがあるかということと、それから今内野委員が御指摘されました投資を予定どおりされるかどうかというこの3点について、いろいろ事情を聴取してまいりました。

愛三工業の例は新聞等にも報道されたとおりにですが、一部半導体関連企業でラインの日数がまだできていないというところもございまして、そこが例えば次年度以降順調にできるかどうかというのがまだ不確かだということ

ころもございました。

ただ、今まで立地協定を済ませたところで、大半のところは、大体この秋ぐらいまでには投資が終わっているという企業の方が大半でございました。その後、これから増設とかあるいは新しく投資をしなければならないという企業につきましては、若干おくれみたいなのはあるのかなというふうな感じは持っておりますけれども、それがいつの時点でどのくらいということまでは、まだ企業の方でも判断をされていないというふうな状況だと思います。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○早田順一委員 観光関係でお尋ねをちょっとしますけれども、これは県北といたしますか、地元の山鹿に関してなんですが、いろんな観光に関する協議会、こういったものが幾つもございます。その中で、行政主体の観光協議会とか、それから民間主体の協議会、いろんなものがございまして、話を聞いておりますと、それに参加するメンバーの方々が、やっぱり半分以上はダブっているような協議会に参加をされています。だから、そういった一回整理といたしますか、市とか、そういった地元の方とかいろいろ話し合っただけで一回整理をする必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○梅本観光物産総室長 委員御指摘の点は、実は県北だけではなくて、例えば天草に合併前の観光協会が幾つかまだ残っているところとか、そういった課題を抱えております。

それで、行政単位も合併して大分変わっておりますし、また、今この条例でも打ち出しをしております長期滞在とかあるいは観光ルートを各地域が連携して開発するような必要がございますので、一つ一つ見直しの意向を

地元とよく協議しながら、課題の解決に当たっていきたくと考えております。

○早田順一委員 予算の配分も、それぞれ少しずつ出ていると思うんですよ。だから、少しずつ出すよりも、ある程度大きくした方が効率がいいんじゃないかと思ひまして、ちょっとお聞きをいたしました。

○西岡勝成委員 観光関係なんですけれども、牛深の海中公園が、要するに廃業せざるを得ぬような状況に追い込まれているという新聞、私も聞いておりますけれども、1970年に日本で初めて海中公園の指定を受けて、いいときには3万人を超えるような客が利用していたんですけれども、燃油の高騰等もありましたし、また、観光客の減少というようなことで、天草の大きな目玉であったし、熊本県のやっぱり一つの目玉でもあった海中公園がなくなると、非常に私寂しいものがありますけれども、これについて何か地元から、天草市の方からか業者からか、県に何か相談というのはあったのですか。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、これは議題外の話でございますので、その他のところで、今の西岡委員のお話はまたお答えいただきたいと思ひます。この議題の中でありませうか。

○藤川隆夫委員 観光物産総室になると思ひますけれども、物産館がN T Tのところに移りましたよね。一月近くもたつと思ひますけれども、前と比べての状況はどうなのか。

○梅本観光物産総室長 先生方、いろいろ御審議いただきまして、予算をつけていただきまして、11月22日でしたか、オープンいたしました。やはり立地が、非常にお城に近いこととか、1階に移ったことがございまして、今のところ、きょう現在で、もう20日間過ぎ

ましたけれども、一日平均50万程度の売り上げになっておりまして、約3倍増になっております。

先生方には、予算のときをお願いしたのは、5,000~6,000万の年間売り上げだったものを1億以上にはぜひしたいということで申し上げておりましたけれども、現在のところ、特に桜町周辺の住民の方々に支えられている点とか、あるいはお城の観光客が目をつけて来ていただいている点とか、あるいは周辺のオフィス街の方々にも支持されている点とかありまして、非常に好調な滑り出しだと思っております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今後もちょっと見ていただきたいんですけれども、当然売れているもの売れていないもの、あるかというふうに思ひます。委託事業という形になっていると思ひますので、その付近の中身をきちっとチェックしながら、入れかえとか展示の方法だとか、そういうこととあわせて、いろんな熊本県の物産の情報の発信基地的なものでいろんな発信をしていってもらえればというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○佐藤雅司委員長 要望でございますので、よろしくお願ひします。

○増永慎一郎委員 先日、今藤川先生が言われた件に関して、私ちょっと行って見たのですが、土産物というか、各町のPRとか、産地がどこだという表示とかは全然してなかったんですよ。その辺も、ちょっと私県外のお客さんを連れて見に行つたのですが、例えばこのしょうちゅうはどこでつくっているんですかとか聞かれても、係の人がラベルを見ながら説明をするというふうな形で、だから最低でもそういうふうな産地の紹介、あとは売り子さんたちの勉強を、ある程度店に置いて

ある品物に関しては知識を持ってもらわないとPRがなかなかできないと思いますし、その分を補うためにもきちんとした表示あたりをしていないと。できればその物産館がお土産物屋さんの模範となるようにしてほしいので、その辺をひとつ要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 売り方のレベルを上げてほしいと、こういう要望でございますので、よろしく願いいたします。

ほかにこの議題で。

○西岡勝成委員 農商工連携の件についてですけれども、我々も、いろいろ地域の資源を生かしたものづくりということで、商工の方でも予算をつけていただいてやっておりますけれども、一番の問題点は、いいものが必ずしも都市部で売れていかないんですね。パッケージにしても、瓶詰も、いろいろのスタイルがですね。

それで、この前、商工の方でつけていただいて、牛深の商工会議所の方でそういう業者を集めているいろいろ——テルサの土山先生とかに来ていただいたり、いろいろ成功例とか、そういうものの勉強をしておりますけれども、どうしてもいいものはどんな瓶に入ってもどういうパッケージにしても売れるというイメージが生産者に強過ぎるんですよ。安くてもいいと、中身さえよければというようなイメージが強過ぎて。

ただ、都会の消費者というのは、そうじゃなくて、やっぱりそこには、そのようなセンスとか物が売れていくマーケティングとか、そういう専門的なものと組み合わせたいかないと、決して物というのは売れていかない。まあアウトレットみたいに安くても曲がったものでも売れるという市場はあるかもしれぬけれども、やはり都市部で売っていかうとすると、どうしてもそういう経験を持ったアドバイザーが必要なんですけれども、その辺の仕

組みをもうちょっと——どこもあると思うんですね、これは。その辺の流れを、ぜひ何か、例えばデパートにおった経験者とか商社におった人とか、そういう行政マンじゃなかなか難しい部分のところのアドバイザーみたいなものはないんですか。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございますが、まさに委員御指摘の、いわゆるソフト面で付加価値をつけていくというのが今回の農商工連携の大きな考え方の一つでございます。農林漁業者が単純に市場で勝負するという話ではなくて、そこにプラスアルファの付加価値をつけながら、さらに新しい販路を開拓するというものでございますが、現在、その具体的な支援といたしましては、これは地域連携拠点というのがございまして、9カ所県内でございます。

本県の場合は、全国的にもこれにJAが3カ所入っております。この地域連携拠点でそういったアドバイザーとか、それから、そういったコーディネートする機能を持たせまして、そちらの方に御相談いただきますと——これは残念ながら単県事業じゃなくて国の事業なんです。国の方の予算等もございまして、そこでそういったプラスアルファの付加価値のつけ方あたりをアドバイスできるという仕組みになっております。

県といたしましても、もちろんこの地域連携拠点と、それから、一番身近につながります商工団体でございますけれども、商工会議所、商工会あたりとこの地域連携拠点、これをネットで結びまして、ネットといいますか、メールで常に情報交換をやってございまして、したがって、私どもも中小企業者、農林漁業者にもっともっとPRしなきゃいかぬところもございまして、こういった地域連携拠点等をぜひ活用して、そういったアドバイスをいただけるような形にやっていきたいというふう考えているところでございます。

○西岡勝成委員 じゃあ、J A天草には、その人材もいるわけですか。

○宮尾商工政策課長 常勤という形では、その中の職員が対応いたしますが、非常に案件的にはいろんな案件がございますので、すべてにオールマイティーな人間というのはなかなかおりませんので、その案件に応じたアドバイザーを紹介する、つなぐという形になっております。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 観光条例が今回提案をされておりますが、これの第4節で、広報宣伝活動の強化ということで出されております。

この前もそうだったかと思いますがけれども、いろんなところから話を聞くと、やっぱり宣伝下手という話がありまして、ぜひ、この条例がせっかくできますので、広報宣伝の強化をしていただきたいと思いますが、特に宣伝部長ですね、スザンヌさんを起用されて。あれはここの所管じゃないんでしょうか。（「広報」と呼ぶ者あり）まあ参考までに、何か来年3月までの契約とか聞いていますけれども、お幾らぐらいかかるんですかね。

○佐藤雅司委員長 わかる方はいらっしゃいますか。なければ、後で（「2,000万と聞いたことがある」と呼ぶ者あり）そこまでは……。

○梅本観光物産総室長 今持ち合わせておりませんので……。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、それはまた後で鎌田委員の方にお知らせいただきたいと思っております。

○鎌田聡委員 そういったことも——まあ幾らかけたがいいのか、どういうやり方が効果的なのかということも判断していただきながら、特にやっぱりメディア戦略というのは非常に重要かと思うんですね。ですから、来年3月までなら、ちょっとその後どうなるのかなという不安もありますけれども、ぜひ、タレントの起用だけじゃなくて、やっぱりKANSAI戦略あたりの中で、関西地域にある程度スポットのCMを効果的に、金目の問題もありますでしょうけれども、そういったことをやっぱり——単発じゃなかなか印象がつかないと思いますので、そういった効果的に連発しながらやっていただけたら、時期も見てですね。そういったことでのやっぱり宣伝をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○梅本観光物産総室長 委員御指摘のように、特に関西地域から人を誘客するというのは、まだ今10%程度のシェアしか占めておりませんので、非常に大きなマーケットだと思っております。

それで、ちょうど12月1日から来年3月31日まで、冬のゆったりくまもと温泉紀行という大型キャンペーンを今張っております。例えば、パンフレットは15万部刷りまして、関西以西のインターチェンジあたりに置いたりあるいはテレビとかJRの駅舎の中でポスターを掲示したりとかいうことを今展開中がございます。御指摘のように、集中と選択といたしますか、効果的に集中的な誘客につながるような広報について、より一層取り組んでいきたいと考えております。

○鎌田聡委員 お願いします。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 この補正の件で、これは観

光物産総室になりますけれども、この600万円の補正、南阿蘇村への補助ということで、この廃屋の所有はどこになるんですか。南阿蘇村の所有になるわけですか。

○梅本観光物産総室長 土地につきましては南阿蘇の村有地でございます。建物につきましては民間の所有になっております。

○内野幸喜委員 これは民間業者も当然負担してもらってことですかね。

○梅本観光物産総室長 事業主体であります南阿蘇村とはよく協議をしておりますけれども、委員御指摘のように、民間の建物所有者に対して負担を求めるといったところで協議しております。

○佐藤雅司委員長 よございますでしょうか。

○内野幸喜委員 はい。

○溝口幸治副委員長 観光立県条例に関してですが、条例をつくって、その後どうやってこの条例をつくったことをPRしていくかというのが非常に大切になってくると思います。来年の当初予算になるんでしょうけれども、この条例の概要版みたいな、パンフレットみたいなものを当然お考えだと思いますが、そのようなところをどう力を入れていくのか。

また、ビジネスフェアとかありましたね、2月に。こういったところでも、やっぱりこういったPRをやっていくべきだろうと思いますし、加えて、西岡先生がずっと御主張なさっている食博覧会、大阪で4年に1回ある食博覧会、こういった席でも、そういうPRを通して、また、先ほどの藤川先生の質問にもありましたけれども、物産館、こういった

機能の、まあミニ版じゃないですけども、そういったものもこの食博覧会に合わせてやるべきだと思いますけれども、その食博覧会についても、そういった条例のPRとあわせて、こういった意気込みで出展をするのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

○梅本観光物産総室長 条例をつくって、今後のアピールということについての御指摘でございました。

一つの例として、委員御指摘のあの食博でございますけれども、これは大阪で4年に1回行われる60万人ぐらい訪れる大きな博覧会だと聞いております。非常にアピールする場として、これからは観光とそれから物産というのは別々ではなくて、食の視点を入れながらの観光の売り込みというのが非常に大切でございますので、分けて考えるつもりは毛頭ございませんで、一緒にアピールしていきたいと考えております。

また、条例につきましては、制定していただきましたならば、県民全体の条例ということで、これまでと違うんだと、一人一人がおもてなしの主体なんだというところについて主体性を持っていただきたいと思えますので、そういう意味で大きなシンポジウムにしたり、みんなで考える場をつくっていききたい。それから、地域ごとにも、そういったきめ細かな浸透を図っていくような取り組みをしたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 じゃあ、そのことは極めて大事なことでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにないようでございますが、よろじますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 なければ、これで質疑を終了します。



ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第13号について採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第13号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が商工観光労働部から3件、企業局から1件あっております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1について説明をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

報告の1は、くまもとの夢4カ年戦略(案)についてでございます。

本件につきましては、総務常任委員会での付託案件でございますが、県政全般に関する計画でございますので、当委員会においても、その概要について御報告させていただくものでございます。

また、くまもとの夢4カ年戦略(案)は、別途お配りさせていただいておりますが、本日は、その概要版であるくまもとの夢4カ年戦略の概要で簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

それでは、報告事項1ページ目をお願いいたします。

まず、1のくまもとの夢4カ年戦略とはということでございますが、本戦略は、蒲島県政におけるこの4年間の県政運営の基本方針でありまして、また、本戦略の策定後は、現在の総合計画パートナーシップ21くまもとと置きかわることとなります。

次に、2のくまもとの夢4カ年戦略のポイントでございますが、本戦略は、知事マニフェストを基本としてつくられております。これまでの総合計画は、10年間程度を計画期間としてつくられておりますが、知事の任期に合わせて平成24年3月までを計画期間としております。

続きまして、3.くまもとの夢4カ年戦略の構成についてでございますが、経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもとの4つの分野において、それぞれ3つの戦略で構成し、全体で12の戦略を掲げております。

また、くまもとの夢とは、生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本の実現でございます。

くまもとの夢の実現に向けた取り組みとして、それぞれの戦略には目標と複数の指標を示し、その目標の達成に向けて取り組む主な施策や、この4年間で着実に成果を上げたい重点的に取り組む施策を記載しております。

また、喫緊の課題への対応といたしまして、行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題への対応を、そして、熊本市の政令指定都市誕生に向けた県の姿勢も記載しております。

2ページ目をお願いいたします。

まず、経済上昇くまもとについてござい

ますが、これは稼げる県に向けた産業振興に取り組むものでございます。魅力的で豊かな基盤を持ち、世界に飛躍する農林水産業の振興を初め、県経済を牽引し、活力があり、雇用を創出する商工業や記憶に残る観光地歴史回廊くまもとに向けた観光産業の振興を図りたいと考えております。

当部関係で申し上げます、戦略の2で、商工業においては、指標として企業誘致件数、製造品出荷額、新規雇用者数を掲げております。また、戦略的企業誘致の推進、中小企業の技術、経営、販路開拓の支援を重点的に取り組む施策としております。

また、戦略の3では、観光において、指標として観光宿泊客数、外国人宿泊客数を掲げております。また、歴史回廊くまもと観光立県の推進を重点的に取り組む施策としております。

次に、3ページをお願いいたします。

長寿安心くまもとについてでございますが、県民一人一人が人権を尊重され、健やかに生きがいを持って力を発揮できる社会に向けた取り組みを初め、住みなれた地域で安心して暮らすための医療、福祉の体制整備や、安全、安心で住みやすい社会に向けた食の安全や消費生活、防犯・防災対策など、安心、安全に暮らすことができる社会づくりに取り組むこととしております。

次に、4ページをお願いいたします。

品格あるくまもとでございますが、品格あるくまもとは、だれもが誇りと魅力を感じる熊本づくりを行うものでございます。地域の歴史、文化などを生かした魅力あふれる地域づくりを初め、低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社会づくりに取り組むこととしております。

また、九州新幹線の全線開業を契機として、交流人口の増加、認知度向上に向けた取り組みや道路交通ネットワークなど、県土基盤の強化に取り組むこととしております。

5ページをお願いいたします。

人が輝くくまもととしておりますが、人が輝くくまもとでは、子育て支援を中心とした子供の笑顔があふれる社会づくりや夢へのかけ橋となる教育、さらには、働くことを通して自己実現できる社会の構築に向けて取り組むこととしております。

ここで、当部関係では、戦略の3で、就労においては、指標としてインターンシップにおけるアンケート調査の結果や県内就職を希望する生徒の県内就職決定率などを掲げております。また、若年者の就労支援を重点的に取り組む施策として掲げております。

以上の取り組みにより、それぞれに掲げた目標を達成することで、県民幸福量の最大化を図りたいと考えております。

最後に、6ページをお願いいたします。

くまもとの夢4カ年戦略の推進体制についてでございますが、情報公開の徹底や県民総参加による県政運営を初め、県民との連携、協働について記載しております。

また、目標達成に向けた進捗状況を、本戦略に掲げてある指標により県民にわかりやすく説明するよう、政策評価を活用するとともに、成果重視の県政運営に取り組むこととしております。

以上が4カ年戦略の概要でございますが、現在の経済情勢は大変厳しい状況に直面しております。また、先行きもしばらくは厳しい状況が見込まれております。当部で目標としております各種指標につきましては、不安視する御意見もちょうだいしておりますが、商工観光労働部といたしましては、本4カ年戦略を施策の柱として、目標の達成に向け全力で取り組むこととしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 次に、報告2について、藤吉経営金融課長。

○藤吉経営金融課長 経営金融課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

制度融資に係ります保証協会の求償権放棄の取り扱いに関しまして、現在条例の整備につきまして検討しておりますので、その状況につきまして報告をさせていただきます。

まず、1の制度融資で返済不能となった場合の対応についてでございますが、図に示しておりますように、融資を受けた中小企業が返済不能の状態となった場合、保証しております保証協会が、融資を行った金融機関に対しまして、中小企業にかわってその債務を代位弁済することになります。

保証協会が代位弁済を行った後、当該中小企業に対しまして求償権を行使しまして、その後回収を図っていくということになります。なお、この保証協会の代位弁済に対しましては、県はその一部を補てんしております。

次に、2の保証協会が求償権を放棄できる場合の取り扱いについてでございますが、今1で申し上げました保証協会が返済を求めます求償権につきましては、その権利を放棄できる場合が国から示されております。

どのような場合かといいますと、点線で枠囲みをしておりますが、中小企業再生支援協議会等が関与しまして策定された計画等に基づき、中小企業の事業再生に資すると認められる場合には求償権を放棄することができるというふうなこととなっております。

次に、今申し上げましたこの取り扱いと制度融資との関係についてでございますが、3の制度融資に係る求償権放棄の取り扱いに記載しておりますように、保証協会と県との損失補償契約におきまして、保証協会が保証先から回収した場合に、県に回収納付金を納付するということとなっている場合——本県もそのような保証契約内容となっておりますが、その場合、保証協会の求償権の放棄を認めるということは、県としましては、回収納

付金を受け取る権利をその分放棄することとなりまして、まあそういう状況になりますので、中小企業の事業再生を円滑に進めるためには、所要の条例を整備しておくことが必要ということになってまいります。

この制度融資との関係につきましては、従前、はっきりしておりませんでしたけれども、国からその取り扱いについての判断が示されたものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

4の今後の取り組みについてでございますが、以上申し上げましたことを踏まえまして、中小企業の事業再生を支援していく観点から、所要の条例の整備に向けまして検討を進め、次の議会には条例案を上程させていただきたいということで考えております。

条例の内容といたしましては、国からも例示されておりますけれども、前のページの2で申し上げましたように、中小企業再生支援協議会等が関与して策定された計画等に基づきまして、中小企業の事業再生に資すると認められる場合には承認できるというふうな方向で検討していきたいというふうに考えております。

なお、他県の状況につきましては、5の参考に記載しておりますように、既に3都県で制定済みでございまして、他の県につきましても制定に向けての検討が進められているというふうな状況でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、報告3について、先ほどの条例と相当重複しておりますので簡潔に、梅本観光物産総室長。

○梅本観光物産総室長 9ページでございます。

条例を受けました最初の計画でございまして、現在策定中でございますけれども、県議

会の御意見とか今後パブリックコメントにかけまして、来年1月早々には策定をしたいと思っております。

9ページの真ん中以降が条例を受けた計画の説明でございまして、計画につきましては、2008年から2011年までの4カ年計画にしたいと考えております。

ちょうど真ん中あたりに、目指す姿として4点書いておりますが、歴史と文化の薫り高い観光地づくり、それから、おもてなしあふれる観光地づくり、ブランド戦略を踏まえた認知度の高い観光地づくり、それから食の振興と一体的に結びついた農商工観光連携の観光地づくりにしたいといったところが目指す姿であります。

計画期間は4カ年。数値目標がポイントになりますけれども、691万人の現在の実績を750万人にしたいという目標を掲げております。これは鹿児島県が部分開業したときに約40万人ふえておりまして、その1.5倍に当たる高い目標を掲げております。

この数値の裏にありますのは、例えばホテルとか旅館の稼働率が、現在県平均で40%程度なんですけれども、新幹線が既に開業したところが43.数%でございまして、そこに追いついた場合にあるいは追いつくことが不可欠だということの中で数値を求めていったときにこういった数値になりますので、これは県民挙げてこの数値の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

10ページと11ページが、それぞれの取り組みでございまして。

例えば、10ページの上の方に、戦略Iとして、歴史回廊、2のところ、観光素材の商品化による集客力の向上のところ、熊本の食の磨き上げによる魅力アップということで、例えば食の商談会あたりを頻繁に開きまして、専門のコンサルあたりから商品化に向けてのアドバイスを受けたりするような取り組みをしていきたいと考えております。

また、おもてなしにつきましては、戦略IIですけれども、県民意識あるいは食によるおもてなし、人材の育成等について取り組みを書いております。

11ページの上の方に、特に集客に結びつく取り組みになりますけれども、観光につきましては、スポーツ交流、学术交流などの多様な誘客の促進、それから、9番目として、広域的な観光圏ということで、九州横軸、南九州3県連携などについての取り組みを書いております。

さらに、物産と観光が一体となった集客イベントということで、先ほど御指摘のあった食博などについての取り組みがここに当たると思っております。

以上のような取り組みを総動員しまして、ぜひ数値目標のクリアに当たっていききたいといった内容の計画を現在策定中でございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 次に、報告4について、企業局からの報告をお願いします。

○中園総務経営課長 12ページをお願いいたします。

熊本県営有料駐車場あり方検討状況の報告をいたします。

駐車場事業のあり方検討につきましては、9月議会の委員会で御説明いたしましたとおり、調査検討を財団法人地域流通経済研究所に業務を委託いたしまして、その中で外部委員で構成する有料駐車場事業検討委員会を立ち上げております。

検討委員会は、これまで3回開催いたしまして、市街地における駐車場の動向、公営駐車場の役割や必要性、民営化の可能性など、多方面から幅広く検討してきたところでございます。

検討状況といたしましては、現時点で駐車

場事業の継続もしくは廃止の判断を下すことは拙速であり、県営駐車場を取り巻く環境や社会情勢の推移を踏まえ、時期を改めて再検討を行うのが適当と考える旨の意見でありまして、現在委託先で検討委員会としての最終報告が取りまとめられておりまして、今後正式に報告を受けることとなっております。報告書の提出があり次第、委員の皆様方には報告させていただきます。

企業局といたしましては、検討委員会の提言を踏まえまして、今後の有料駐車場事業の方向性について、2月ごろまでに結論を出す予定といたしております。

有料駐車場あり方検討状況の報告については以上でございますが、ここで1点、資料は準備いたしておりませんが、委員長の了解を得て、九電との間の基本契約の締結についての御報告をさせていただきます。まだ正式ではございませんので、資料はございません。

委員の皆様方にも心配をかけておりました九電と交渉しておりました電力需給に関する基本契約でございますけれども、12月22日付で締結をするということで、先週の金曜日夕方、九電から連絡が入ったところでございます。

契約期間でございますけれども、平成22年4月1日から平成38年3月31日までの16年間ということで、藤本発電所を含む8つの発電所との基本契約が締結されるという見込みでございます。

平成22年4月以降も、公営電気事業者は、卸供給事業者として電気事業に基づく総括原価方式での維持が可能であるということでございまして、安定した経営が可能であるというふうに考えております。正式に契約を締結しました折には、委員の皆様方には報告をしたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上、1から4までの報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思いますが、まず最初に、先ほど西岡委員の方から話がありましたそのことについて、梅本観光物産総室長。

○梅本観光物産総室長 牛深の海中公園についての御指摘でございました。

私も何回も行ったことがありまして、大変残念に思っておりますけれども、地元からの相談はございませんでした。

天草につきましては、大変大きな課題があると思っております、観光客誘客に何とかてこ入れを図らなくちゃいけないということで、地元と話しておりますのは、リゾート法以降初めてとなります法律に基づく観光圏計画を、国の指定を目指す取り組みをぜひ行いたいと思っております。

この中に、牛深の振興あるいは各地域の観光振興についての取り組みを書き込みまして、観光庁の大きな支援を受けながら、ぜひこれをばねにした取り組みができないかなと思っております、この観光圏指定をできますならば年度内にできますように、第2次指定の申請に間に合うような取り組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 天草市の方には、いろいろ今相談をしながら、市の方でも何とか助成ができないか、ソフト、ハードを含めてだと思っておりますけれども、そういう新聞報道がなされておりますけれども、県としても、我が国最初に指定を受けた海中公園でございますので、関心を持っていただいて、いろいろ対応ができる分はぜひ協力しながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 それでは、報告の1から

4まで、それから、その他も含めて今から質疑を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 その他でちょっとよろしいですか。

経済産業省の方が、商店街の、恐らく空き店舗対策だろうと思うんですけども、医療、福祉との連携を進めているような話をちょっと聞くんですけども、そういうような情報は入っていますか。

○宮尾商工政策課長 残念ながら、ちょっと私の方で、本日現在把握しておりません。

○藤川隆夫委員 というのが、実は、健軍商店街の中で、商店街の理事長さんが、医商連携の話があるからということで私ちょっと相談を受けて、どのような形にするのかなというのがもう一つ見えなかったもので、ちょっと今質問したんですけども。

○佐藤雅司委員長 そこは調べていただいて、後で藤川委員の方に報告をお願いしときます。

ほかにございますでしょうか。

○西岡勝成委員 この前、委員会で視察に行きましたときに、三重県の、あれは第三セクターのレストランで、各地域の女性部の人たちが交互にレストランで料理をつくっておられるということ、私、非常にいいことだし、今地域に物産があって、それに歴史、文化が重なっていろいろな料理があると思うんですけども、天草の五和町でも、多分あれは合併前からやっていたと思うんですけども、そういう発表会があるんですね。今も天草市の中でいろいろ女性部の人たちが集まって家庭料理の発表会をやっているのを、非常に私はおもしろいと思うんですけども、ああい

うものをもうちょっとグレードアップして、第三セクターなりそういうところで活用していったら、今食文化が非常に均一化していますので、地域の物産と、まあ地産地消も含めて形としてなっていくだろうと思いますし、この条例の中にも食というものを取り上げていただいておりますので、ぜひその面にもひとつ力を入れていただいて、地域の特色と地産地消と、まあ歴史、文化というものも含めながら、料理の開発といいますか、そういうものを進めていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 農商工連携あるいは農政部の方としっかり連携をしながらという話でございますが。

○梅本観光物産総室長 観光地の魅力づくりとして、食の視点を入れ込むということは、非常に私ども、先ほどの目標値をクリアする一つの大きな手段だと思っております。そういう意味で切り札と思っております。地域振興部とは、新幹線開業イベントとして大きく打ち出すイベントを考えると同時に、新幹線開業とともに継続的に今後食の展開を図っていったらどうかなというようなことも協議をしております。そういったことに今委員御指摘の点を結びつけて、ぜひ取り組みたいと、考えたいと思っております。

○西岡勝成委員 よろしく申し上げます。

○佐藤雅司委員長 その他も結構でございますが。

○鎌田聡委員 報告事項で、保証協会の求償権放棄に関する取り扱いということでございます。

これは、私もちょっと十分に勉強しており

ませんが、今求償権ということで、保証協会が中小企業にできる代位弁済に対して、請求している額というのは幾らなんですか。

○藤吉経営金融課長 額、トータル……

○鎌田聡委員 トータル。

○藤吉経営金融課長 ちょっとお待ちください。

○佐藤雅司委員長 すぐわかりますか。わからなければ、ちょっと後で……

○藤吉経営金融課長 じゃあ、後ほどでよろしゅうございますか。

○鎌田聡委員 要は、この分が、再生計画が立てられたら放棄ができますよという扱いになるんですよね。だから、以前のやつがどうなるのかというのが少しちょっと……。今後、今から発生する求償権が放棄されるのか、今まであった求償権が放棄されるのか、どうなんですか。

○藤吉経営金融課長 以前の分も含まれましたところの求償権、その中で、中小企業再生支援協議会等での再生計画の中で——ほかの金融機関あたりの債務もございますので、そういった中で債務を圧縮すれば事業再生につながるというふうな状況があれば、そこで保証協会の方も放棄をしていくと、協力していくという形になるというふうな状況になります。

○鎌田聡委員 わかりました。またこれは条例が提案されるということですから、またそのときにいろいろと私も勉強してお尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点いいですか。

信用保証協会の保証枠の拡大で、10月30日以降ですか、非常に申し込みが——原油高関連の業種拡大と貸し付けの申し込みが殺到したというようなことをお伺いしておりますけれども、結局、あれは融資が何件で、あとのくらい申し込みが残っているんでしょうか。現状をちょっと教えていただきたいと思っています。

○佐藤雅司委員長 現状とこれからの見通し、わかる範囲内で、藤好経営金融課長。

○藤吉経営金融課長 保証協会のところで、今12月10日現在のデータをちょっと教えてもらっておりますけれども、保証承諾件数としては2,900件ほど、補償額としましては593億ほどが今保証承諾というふうな状況になっておりまして、10月31日からスタート——その前から事前協議という形で、その累積で1万4,000件ほどございますので、まだ保証件数ないし承諾数とも、また今後とも伸びるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 未処理で2,900だから、これは5分の1というか、そのぐらいしかまだ件数がいっていないのか、承諾できずにこれになっているのかというのは、どっちなんですかね。

○藤吉経営金融課長 審査が終わった後に返答した分も当然含まれております。

○佐藤雅司委員長 現在進行中のやつもかなりあるということですね。

○藤吉経営金融課長 そうですね。

○鎌田聡委員 承諾できなかったというのがどのくらいかわかりますか。

○藤吉経営金融課長 済みません、そこまでまだデータをちょっとつかんでおりません。

○佐藤雅司委員長 じゃあ、それも含めて、できるだけ早く鎌田委員の方にひとつ報告をお願いしたいと思います。よろございますか。

○鎌田聡委員 いいですかね。

○藤吉経営金融課長 はい。

○鎌田聡委員 非常に件数も多くて大変だと思いますけれども、要は、年末を控えて、非常にやっぱり厳しいところが申し込んでいるはずなんです。ですから、そういう厳しいところはなかなか承諾されていないところもお伺いしております。ただ、そういった承諾できないところにも柔軟に対応するのが今回の制度でもないのかなという、いろいろ考え方はあると思います。やたら貸して焦げつきがまた膨らむことがどうなのかということがありますけれども、少しそういった柔軟性とスピード感、これを持って対応していただくようお願いをしたいと思います。

それと、もういっちょいいですか。

県営有料駐車場についてということで検討状況が出されておりますが、少し内容を見てみないとわかりませんが、現時点で継続もしくは廃止の判断を下すことが拙速ということの大きな理由はどういうことなのでしょう。

○中園総務経営課長 県営の有料駐車場事業は、昭和55年に、当時周辺は非常に交通渋滞が進んでいたと、駐車場不足ですね。それに、県有地の有効活用であるとか、あるいは地元から駐車場として経営をしてほしいというようなこともございました。

以来、今日まで、28年間の収支を見てみますと、当初2年間だけ赤字で、後はずっと黒

字ということがございます。平均すると、大体純益は7,300万ほどございます。現在も経営は安定しております。利益率が60%近くということで、一方で、確かに一番ピークに比べると、大体収益というのは6割程度に落ちておりますので、周辺のコイン式のパーキングであるとか、また大型の駐車場が周辺にございます。そういった中で、民営化の可能性も含めて今回検討をいたしました。

ただ、今100年に1度の大不況ということも言われておりますし、仮に民営化を含めて検討しても、なかなか引き受け先がないのではないかなというようなこともございます。経営が安定している中で、民営化の可能性も含めて検討した結果、判断をするのはまだ早いということで、またこれは報告をいたしますけれども、大体2014~2015年ぐらいをめどにもう一度あり方の検討をしたらどうかというような提言をいただくということになっております。

○佐藤雅司委員長 厳しい経済状況ではありますが、黒字だから今民間の引き受け手があるんじゃないですか。赤字だったらないけれども、その理屈はいかがですか。

○中園総務経営課長 先ほど申しましたように、確かに赤字になってから売却するとなると、非常に不利であることはたしかでございます。ただ、今、土地と建物を含めて、簿価が大体15億程度でございますけれども、仮に駐車場としてこれを民間譲渡する場合、大体10億程度の自己資本が必要であると。私ども、公営でございますから、今税金がかかっていないということですね。これを民営化した場合は、税金がかかってきますので、かなり厳しいということがあると思うんです。

ただ、私どもも、確かにきちっともうけをいたしておりますし、建設費はもう回収しておりますし、また、一般会計からの土地も、



平成14年度に11億程度で購入をいたしております。現在も内部留保資金が5～6億ございますけれども、その辺も含めて、ちょっと本当に今譲渡するのかあるいは続けるのかということも含めて提言をいただいた後に、2月ごろまでに今後については検討をしてみたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 今後はまた企業局内部で議論されるということですから、またそれに向けて私も議論をしていきたいと思っておりますけれども、やはり企業局が、現在の社会情勢の中で、町中の駐車場の状況とかも含めて、いつまでもやるのが妥当なのかということも含めてやっていかなきゃならないと思っておりますし、検討委員会の3回の会議で、現時点での判断を下すことが拙速というような結論に至った状況も、少しまだ見えない部分もあります。

急いで結論を出さないかぬという話が、たしか耐震の補強工事を何か控えているという話だったと思うんですよ。ですから、それでまた投資するよりも、やっぱり民営化してどこかへ売却するという、そういった選択があって急いでいたんじゃないかと思っておりますけれども、その点はどうなんですか。

○中園総務経営課長 実は、第1回目のあり方検討を平成14年にいたしております。そのあり方の1回目の検討を踏まえての今回の検討でございましたが、確かに3回ということで、そういった1回目を踏まえて、3回であっても十分な審議ができたというふうに考えております。

1回目も、民営化については見送りをいたしましたけれども、減価償却期間が終了する平成22年度をめどにあり方検討をすべきであるというような提言をいただいておりますけれども、今委員御指摘のように、19年度に耐震診断をしたところ、特定施設としては補強工事をすべきであるということでございます。

した。そういったことで、手戻りがないように2年前倒しであり方検討をしたということでございます。

○佐藤雅司委員長 その点については、また提案があってから具体的な審議を深めていければというふうに思いますけれども。

ほかに。

○早田順一委員 その他なんですが、この間、経済常任委員会で大阪事務所の方々ともお会いをさせていただきまして、福岡事務所も近いですから行ってみたいという気もございまして、今から観光立県ということで、そういった大阪、福岡から職員さんたちが肌で感じられてこの熊本を見られるということは、非常に大きなものがあるかと思っております。

そういった各事務所での1年間の報告といえますか、報告並びに自己評価とか、そういうものはやっぱり年に一遍ぐらいはされているのでしょうか。

○宮尾商工政策課長 県外事務所の場合、地域振興局も一緒でございますけれども、年度初めに全部集まりまして、当該年度の重点的な取り組みといったものを、県の幹部がそろいまして説明する機会がございます。

また、毎年度の事業執行につきましては、大阪事務所、福岡事務所に関しましては、私も商工政策課の方が所管課でございますので、そこに活動状況を上げていただくといえますか、報告していただくことにしておりますが、両所長とも、私の方で直接連絡をとりながら、逐次いろんな情報というものは上げております。

例えば、大阪事務所にしなくても福岡事務所にしなくても、商工関係だけではない事業もございまして、その辺も含めて、逐次上げていただくようにはお願いしておりますのでございます。

○早田順一委員 自己評価というのも非常に大事なことだというふうに思っております。これから、ここにも目標で宿泊者数とかいろいろ高い目標を先ほど示されたと書いてありますけれども、そういったことも考えますと、やはり出先機関での活躍というのは大いに期待するところがございますので、やっぱり自分たちが1年活動をして、それを評価をする、これはいい、これは悪かった、もうちょっとしたがいいとか、これは成功したとか、そういう自己評価というものをそれぞれの事務所ですべていただいて、こっちの方にやっぱり報告をしてもらうというのも本当に大事なことだろうと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 先般の調査につきましては、本当に委員の皆さん方も御苦労だったと思います。課題も見えてきておるといふふうに思いますので、そうした課題について議論が深まったならば、ぜひこの委員会にも御報告をお願いしたいというふうに思いますので。

この件はそれで、早田委員、よろしいですか。

○早田順一委員 はい。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、ほかにございませんか。

○溝口幸治副委員長 その他ですが、先ほど鎌田委員の方から緊急保証制度についての御質問がありまして、12月10日現在で2,900件が決定していると、貸し出しで593億というようなお話がありました。

熊本県の場合、全国に先駆けて取り組みが進んでいるということも聞いていますし、保証協会の方でも真摯に対応していただい

るという報告を聞いているところでありますが、やっぱり中小企業、申し込んだ中には、申し込んだ金額の希望どおりにいかなかったあるいは貸し出しができなかったというような企業もあるようでございます。

もちろん、政府も、これから2次補正あるいは来年度の予算の中で、続けてこういう融資制度についても手を打ってきていただけたらと思うんですが、私が現場を回ってみて中小企業あるいは小規模事業者を見の中で、国がこういう制度をやるけれども、それになかなか到達できない、いわゆる国とすき間というか、そういうのが出てきているような気がするんですね。

例えば、さっきの雇用の話もそうですけれども、たしか社宅があるところには社宅を、やめた人に貸すときには政府は補助するんだみたいな政策が、この前麻生総理の記者会見の中では出ていましたけれども、例えば中小企業や小規模事業者で社宅を持っているようなところはないんですが、5人、10人雇っているところでも、もう人を切らないかぬという状況にだんだん追い込まれてきています。そこは、そういう社宅はないけれども、雇用を維持するためには、やっぱり融資制度というものが非常に大事になってくるんですね。

そこで、執行部では、既に21年度予算に向けて予算要求もされていますし、金融のメニューというものも、恐らく例年と同じようなメニューを提出されているんだろうと思いますが、100年に1度の金融危機と言われて今日、やっぱりこの県が持っている金融制度というものの見直しというものは必要だろうと思っておりますし、予算の要求された時期と今の時期じゃ劇的に環境の変化もあっていますので、ここはやっぱり臨機応変に対応する必要があるんだろうと思っております。

そこで、この辺は——こういう公の席で言っているのかどうかわかりませんが、県としては、少々焦げついても、リスクを負っても、

やっぱり中小企業、小規模事業者を助けるために貸し出しをしていく、あるいはほかの商工政策課あたりのメニューでも、小規模事業者なんかに対してしっかり支援をしていくということをここでやっとなないと、いわゆる小規模事業者、中小企業が倒産や廃業に追い込まれていくと。商店街を形成している中小企業、小規模事業者の方々がやっぱり活力がなくなっていくと、その地域全体の活力が失われていく結果になりますので、ここは手を打つのは機をとらえてしっかり打っとなないと、結果的に倒産して廃業してしまった後に、ああ県ももうちょっとやっとなればよかったというような後悔をするおそれがあると思いますので、この辺はよく商工観光労働部で組織的に時期をとらえて、新年度予算に盛り込まれるのかどうかわかりませんが、補正で対応できるのかどうかわかりませんが、その辺も柔軟に対応していく姿勢というものが非常に必要な時期だというふうに感じていますので、商工観光労働部長に意気込みというか、今私が言ったようなことに対して、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤雅司委員長 決意を、じゃあ島田部長。

○島田商工観光労働部長 現在の雇用状況、経営状況、大変厳しいというのは、先ほども申し上げましたように、十分認識をいたしておりまして、もちろんこれは商工観光労働部が中心になるわけでございますけれども、しかし、これはなかなか商工観光労働部だけでも対応できないということで、先ほど申し上げましたように、18日には知事を本部長にして雇用対策本部も立ち上げる、そして、全庁的にこれは対応していきたいと思っております。

それと、今御案内のとおりで、国の方からも第2次補正としてかなりの、例えばふるさと雇用創生事業とか、または生活活性化の交

付金とかがかなり交付をされるということになってきます。これは、ぜひ、これらの国の対策と十分連携をしながら、効果的なやり方をぎりぎりまで検討していきたいと思っておりますし、さらには、それが出るまで、じゃあ県が何かつなぎ的に、先ほどおっしゃったように、国と県のすき間みたいなのが何か全庁的に埋めれることができるのかどうか、そういうことも十分全庁挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○溝口幸治副委員長 お気持ちはよくわかりましたが、商工観光労働部だけではなかなか難しいという話もありましたけれども、ここでやっぱり商工団体をフルに活用せないかぬと思うですね。やっぱりあれだけの補助金をしっかり手当をして出すわけですから、商工会議所、商工会に、やっぱりここはしっかり地域経済を守るという観点から、フルにやっぱり活動をしていただかないかぬと思いますから、まあ異例かもしれませんが、商工会議所や商工会の会頭や役員の方々にお集まりいただいて、県と協力してやっていこうなんていうのも、ぜひやっぱり知事あたりを先頭に、そういったセレモニー的なものも必要だと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○佐藤雅司委員長 そこはしっかりやっていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○増永慎一郎委員 委員会からの意見書提出について、ちょっと提案をしたいというふうに思います。

先ほどよりいろんな意見がございしますが、雇用対策の速やかな実施を求める意見書についてでございます。

米国発の世界的な金融の危機で、景気後退をしております。日本でも、産業を代表する

自動車や半導体を中心とする製造業についても、大幅な減産を強いられ、派遣労働者や非正規労働者の解雇や雇いどめに関する報道が毎日のようになされております。

本県においても、先ほどから新卒者の内定取り消しの話とか非正規労働者、また正社員まで雇用調整を行わざるを得ない状況に向かうことが懸念されております。

このような状況を受けまして、総合的な経済金融対策により、できるだけ早期の経済再生につなぎ、雇用対策の速やかな実施を求める意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤雅司委員長 今、本委員会から意見書を提出していただきたいという御提案がありましたけれども、それじゃただいまからその案を配付いたしますので、見ていただきたいと思います。

(事務局意見書(案)配付)

○佐藤雅司委員長 今の趣旨説明で賛成という声もいただいたわけでございますけれども、大体中身は今御説明があったとおりでございます。文言等の誤字脱字あるいはいろいろな思いがありましたら言っていたきたいというふうに思いますけれども、委員会の提出議案として本会議に提出をさせていただきたいというふうに思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 じゃあ、御異議ないようでございますので、この意見書(案)を議案として提出することに決定をいたします。

ほかに、この中でございませんでしょうか。——なければ、陳情・要望書等についてでございますが、お手元の一覧表のとおり、要望書1件、提案書1件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、次第6についてほかになければ、ここで昼食のため休憩したいと思います。

午後1時から、引き続き審議を行いたいと思いますが、議題に関する関係者のみ出席を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、よろしくようお願い申し上げます。

午前11時48分休憩

午後1時1分開議

○佐藤雅司委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本委員会では、荒瀬ダムについて、担当所管の企業局から、ダム継続または撤去の費用等、財政面から詳細な資料で説明を受けてきたところでございます。今議会冒頭の提案理由説明時及び一般質問などにおいて知事から説明等がなされてきたところでございますが、本委員会において知事から説明を受けたいと思います。なお、説明を受けた後、質疑を行いたいと存じます。

それでは、蒲島郁夫知事。

○蒲島知事 経済常任委員会に出席の機会を賜り、まことにありがとうございます。

6月4日に荒瀬ダム撤去方針の凍結を発表して以来、皆様方には大変御心配をおかけしまして、申しわけありません。

この半年の間、企業局における再検討に加えて、庁内プロジェクトチームを設置し、幅広く検証を行いました。私自身も、地元の皆様とお会いし、お話を伺う中で、この荒瀬ダムの問題が、単にダムの存否にとどまらず、危機的な状況にある県財政の再建、ダム設置以来、荒瀬ダムの影響で深刻な被害に見舞われてきた地元住民の方々の苦しみ、漁業者の方々の漁場再生の思い、球磨川のみならず八代海に至る環境への影響の懸念など、さまざまな問題を内包している複雑な難しさを感じる問題であることを、今度改めて感じた次第

です。

そして、先月27日、深刻な財政危機にある本県の現状では、撤去や開門調査を選択することは難しく、荒瀬ダムを存続することが最も妥当であるという判断を公表いたしました。

今定例本会議においては、地元の方々や漁業者の方々を初め、多くの県民の声を代弁する多数の御質問をいただき、私も、県民の方々に私の思いが伝わりますよう答弁に努めたつもりです。

本委員会におきましても、議論を尽くしていただき、県民の方々の御理解が深まりますことを期待しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 以上で説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 今、知事の説明の中で、庁内PTで幅広く検証とありましたが、本会議の中でも、環境問題だとか水産業に与える影響だとか、こういった専門分野が所管する部が入っていないというような指摘もありました。そういう意味合いにおいて、幅広く検証ということにはならないと思いますけれども、もうそれは十分その分はやったという判断でしょうか、知事は。

○蒲島知事 この庁内のPTのもともとの理由といたしますのは、これまで企業局内部で行われた積算、それから議論、それが少し数字が変わっていくとかあるいはいろんな問題があるというふうに感じましたので、これはもう少し庁内全部で検討すべき問題ではないかということで、さまざまな担当者を入れて議論をしたものです。

この庁内プロジェクトチームは、私自身は、本当によくやってくださったと思うし、それ

から、幅広く議論が展開されたと思っています。それによって数字は変わりましたが、この変わった数字は信頼すべきものです。

それから、幅広くという意味では、先ほど環境生活部であるとか農林水産部のことが本会議の中で出ましたが、この議論も、PTの中に直接委員としては入っていませんので、それをヒアリングする形で入っておりますので、それも私は、幅広くこの企業局を超えた形、県庁の持っているキャパシティの中で、最高のメンバーで幅広く議論が行われたものと確信しております。

○鎌田聡委員 かなり賞賛をされますけれども、ただ、環境への影響だとか水産業への影響、ここについては結局はわからないというPT報告なんですよ。ですから、その分に対して、きちんとやっぱりどうしていくのかという説明責任というのは、どう果たしていけるおつもりでしょうか。

○蒲島知事 このダムがあることによって、何らかの影響、それも悪影響があることはわかります。直観的にわかっていることは、今までも明らかにされたものです。しかしながら、荒瀬ダムの影響がどのくらいあるのか、それから、荒瀬ダムによってどのくらいの負の影響があるのか、あるいは荒瀬ダムを撤去することによって、どのくらいの時間にどのくらいの影響があるのかということを、私は、私自身も学者をやっていますのでわかりますが、今の状況でそれを明らかにすることは不可能です。

なぜかという、これは実験とコントロールという2つの形がありますが、荒瀬ダムがあるかどうかの影響は、荒瀬ダムを撤去して、その何十年にわたる影響の結果を見て初めてその荒瀬ダムの影響がわかるものです。だから、科学的に言うと、これは厳密な意味で荒瀬ダムの影響がこれだけありますと

いうことを言うことは不可能です。

ただ、そうではなくて、負の影響があるであろうというのは直感的にはみんなが感じているところです。そういう意味では、今現状でこれを論ずるに値する十分なデータがないというこれまでの議論は、私は納得できるものです。

しかしながら、この荒瀬ダム現在の存在による負の影響を、最大限これを最小化するということはできると思います。例えば、球磨川ダム湖の継続的な管掌をすることによる泥土の処理、それから騒音、振動などの対応、それから環境改善に向けた短期的なさまざまな方策ができます。

ただ、そこで長期的に荒瀬ダムの影響はこれだけあるということはこのPTに反映するという、それは私は科学的にはできないと思っていますので、そのような形で今回PTに対しての環境生活部からのコメントがあったというのは納得できるものです。

だから、マイナスの負荷は否定できないが、十分なデータはできないと。しかし、これから最小限の負荷にするためにどういうことができるかということについての忠告は受けました。それが泥土除去であるとかアオコの除去、これを今まで以上に取り組むということと、それから、1年の一定期間は、水門を全開して放流して水質改善に取り組むと、それを踏まえながらデータを集めていくという、とてもそういう意味では地道な努力が必要かなと思っています。

○佐藤雅司委員長 今、PTの構成、それからPTの精度、それから環境の問題を知事からお伺いしました。その関連で、少しほかの委員の先生方からもちょっとお聞きしたいと思っていますけれども。

○西岡勝成委員 私も環境面についてお尋ねをいたしたいのですが、平成15年に、要する

に自民党の荒瀬ダムのPTの中で我々が議論したのは、環境面のウエートは非常に大きかったと思います。それは、ちょうど有明海、八代海で異変が起きておりました時期でもありましたので。

そこで、先ほどの質問と重なるかもしれませんが、環境というのは、非常にこれは何年たっても、正直言ってその価値というのは、幾らの影響が出るなんていうのは出てこないと思うんですけれども、愛知県ですか、一色干拓でもいろいろな試算をされておりますけれども、今県が費用負担のことをいろいろ金額的に言われておりますけれども、それ以上に私は将来に向かって——まあ荒瀬ばかりじゃないけれども、瀬戸石もありますので一概に荒瀬だけとは言えませんが、特に下流域のダムというのは大きな影響があると。

それで、知事も御存じだと思いますけれども、森は海の恋人という、森と海を結ぶ赤い線が私は河川だと思っているんですね。それが途中で分断されているということでの影響というのは、ものすごいものがあると思うんですけれども、当時、有明・八代沿岸域というような、研究会といいますか、組織的に学者の先生方、県立大学の先生もおられました。私は、県議会の代表としてその専門委員会に所属をしておりましたけれども、その中でもやっぱり河川からの、要するに土砂とか砂の供給がなくなってきておると、特に球磨川は、八代海における唯一の1級河川であることから、その影響は非常に大きいという話がありましたけれども、今度知事が判断されるに当たって、同じ県庁の中でその専門部会も設けて、有明海、八代海の専門部会の中でいろいろな議論をする——こんな分厚い報告書も出ておりますけれども、そういうものに対しての相談とか、そういうのは決定される段階でされたのだろうか。

○蒲島知事 荒瀬ダムの撤去凍結表明後、環境生活部長に対して、環境の側面から企業局と連携、協力するように指示をいたしました。そして、6月以降、荒瀬ダムに関しては、企業局主催による庁内連絡会議や関係課長会議に環境生活部からも出席し、また、10月に庁内プロジェクトチームが立ち上げられましたけれども、環境生活部からも、P Tの報告書の作成に向けて部内での検討があったと言っております。そういう意味では、環境の視点から、環境生活部からのさまざまなアドバイス、それからコメントがあったということを知っております。

このP Tの報告に当たっての環境生活部の基本的な姿勢は、第1に、ダムは河川や海域環境に一定の負荷をかけること、これは先ほども言ったように。それから、第2点として、球磨川や八代海域の環境に水産資源などは引き続き保全や改善が必要な段階であり、環境対策を最大限に講じていく必要があることという認識も示されています。

このような認識の中で、荒瀬ダムの環境への影響やその対策を明らかにするためには、これまでの調査研究の成果や現在国や県が取り組んでいる定期的な調査に加えて、河川からの土砂供給状況、赤潮などの要因であるそのような水温、潮流などの海の状況や気象状況、さらには長期にわたるさまざまな変化について、検証を行う必要があるというふうに考えていることをアドバイスを受けました。それで、そういうさまざまなアドバイスを環境生活部から、このP T、それから企業局におけるコメントをいただいております。

そういう意味で、お答えを端的に言いますと、指示をして、それに対して環境生活部がそれらに答えているというふうに思います。

それから、先ほどの八代海海域調査委員会報告書、それから、有明海・八代海総合調査評価委員会での専門家によるさまざまな調査や検討の内容、さらには、その他の既存の調

査資料なども参考にしているということです。

○西岡勝成委員 参考にされた上で継続を知事としては判断されたわけですがけれども、この前も環境対策特別委員会でも、海域、流域の環境を考えた場合、荒瀬だけじゃなくて、瀬戸石のことも含めて、我々は、15年のときには、そのことも含めてちょっと議論をしておりますけれども、まあ県に関係ないといえれば関係ない電源開発が経営をいたしております瀬戸石についても、やっぱり知事みずからいろいろ話す機会を持たれて、環境対策を特に進めていただくような方策をとっていただかないと、やはり漁民の皆さん方の、また流域の水産関係の皆さん方の、また環境に対する関心を持っておられる方々のお気持ちというのは、なかなかやっぱり解きほぐせないんじゃないかというような気持ちがございますので、その辺は覆砂事業、水質を含めて、十分にできる限りの環境対策をやっていただきたいと思っておりますし、また調査も進めていただきたい。

海は、今アサリは非常に高い値段がついておりますけれども、熊本県の経済の一翼をアサリは昔は担っていたわけですね。それがいろいろな要因で激減をいたしておりますけれども、これが回復すると、それはもうこのような10億とか20億の話じゃないと思うんですね。そういう意味でも、ぜひひとつ環境対策には、漁業振興を含めて力を入れていただきますようお願いをいたしたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 環境対策について、今要望も含めて西岡委員からありましたので、その辺、知事、具体的に、できるだけ具体的な話をしてください。

○蒲島知事 それじゃ、具体的にお答えします。

まず、ダムの影響は、マイナスの影響があるんだということは認識しております。そして、それを認識した上で、このダムによる負の影響を最小化するために、最大限の努力をしたいというふうに思います。それは、先ほどの土砂の流入のものを含め、それから、泥土、異臭、騒音、振動などの対応、それから浸水対策、そういうものを含めて最大限の努力をして負の影響を最小化すると。その上で、今西岡先生がおっしゃった水産業対策、例えば、河口の稚アユをとらえてダムの上流等に放流する事業、それから、稚アユを購入して放流する事業、それプラス今後は、アユが川を下る時期に合わせたゲート開放、これはぜひ瀬戸石ダムとも共同でお願いしたいと思っています。それから、稚アユ放流尾数をもう少しふやすと。それから、生息の場、産卵の場の造成を支援、そして、それをふやす。

それから、八代海においては、現在22年度までの覆砂事業が行われていますけれども、それを今後も継続していくと。それから、藻場の造成事業、魚介類の種苗放流事業への支援、それから漁業者の方々の意見、要望をしっかりと受けとめてさまざまな対応を実施すると。

地元対策としては、旧坂本村、鎌瀬地区、その道路や宅地のかさ上げ、浸水対策を行うと。そのほかの対策も、丁寧な説明を行いながら、地域の意見、要望を受けとめて、八代市と早急に協議の場を設けたいというのが具体策でございます。

○佐藤雅司委員長 ほかに。

○溝口幸治副委員長 今、稚アユの放流をしっかりとやっていくというお話がありましたが、具体的に、じゃあ21年度予算にどのように反映をされていくのか。今、稚アユの放流は、球磨川漁協や流域の建設業の方々の自主的な放流も含め、県もいろいろお手伝いをさ

れているところでありますが、これ以上にやっていくということを今おっしゃっていましたが、具体的に、予算的なものも含めて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○蒲島知事 予算的なものについては、田嶋課長の方から正確に伝えたいと思います。

○溝口幸治副委員長 ちょっといいですか。

もっと具体的に言うと、知事の御発言では、いわゆるダムから得られてくる利益でそういった地域貢献や稚アユの放流なんかやっていくんだというお話がありましたので、これは、企業局の会計で今おっしゃった稚アユの放流とかはしっかり対応していくのか、それとも一般会計の中で対応していくのか、その辺も含めて具体的にお答えをいただきたいと思います。

○中園総務経営課長 現在、球磨川河口産の稚アユの放流、これは昭和29年の漁業補償で600万、これは当時から全然変わっておりませんけれども、球磨川漁協の方に委託をして球磨川産の河口の稚アユを放流しています。それプラス、昭和49年から、今は450万でございまして、ほかのところから購入した稚アユをまた放流する事業をやっていきます。合わせて1,050万でございます。

継続ということになりましたので、今後、その辺を企業局の会計として、球磨川漁協との間で交渉しながら、21年度予算に反映していきたいというように考えております。

○溝口幸治副委員長 ここは——まあ協議も必要ですが、球磨川漁協に委託するんじゃなくて、県独自でやっぱりやっていくということをやっとなかいかと、県がやっているという姿がなかなか住民の方々に見えませんが、そこは県独自で取り組んでいくということをお願いしておきます。



○佐藤雅司委員長 要望でよかですね。

○藤川隆夫委員 今、知事の方から、まあ一般質問でもあったのですけれども、ゲートを一時あけて、ちょうどアユの産卵時期に合わせてゲート開門して調査すると。当然、これは環境の調査も含まれているというふうに思うのですけれども、時期的にはどの程度の期間を考えられているのかということと、当然電源開発と協力するという話が出ておりましたけれども、その部分も含めてお話いただければ。

○蒲島知事 まず、私が今言ったアユ、2つ意味があると思うのですけれども、冬場の開門放流、これは数カ月を今予定しています。もう1つ、アユが川を下る時期に合わせたゲート開放というのは、これはそれとは別に、アユが川を下る時期に、これは荒瀬だけでやっても何の意味もありませんので、瀬戸石を含めた、そういう一挙に開放できないかということも検討中です。

それから、今、冬場のケースは、済みません。

○福原工務課長 冬場の荒瀬ダムの水位の低下でございますけれども、現在は1月から2月にかけて水位を低下して、泥土の除去、それから護岸の補修等をやってきたところでございます。

今後につきましては、アユが下るのに合わせて、もう少し早い時期ということで、11月の初めぐらいから水位を下げ、そういうアユの下降に努力できないかというふうに考えているところです。

これに対しましては、海の漁協の方でノリの種つけということと、ちょっと時期等で今年度うまく調整ができなかったということがありますけれども、来年度につきましては、

早い時期から海の漁協さん、それから球磨川漁協さん、双方と協議をしながら、できるだけ早い時期にそういう対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤川隆夫委員 今の話でわかったんですけれども、電源開発の協力、あの数カ月あけるときに当然水位は下がって、そのときの調整を瀬戸石の方で一部しなきゃいけないと思うんですけれども、前回の質問のときに、瀬戸石の方で、ある意味でシステムとか何かも考えながら変えていかなきゃいけない部分があるというような、委員会ではしか答弁をいただいたと思うんですけれども、その付近はもう既に話は向こうにはしてあるんだろうなと。

○福原工務課長 ことしのことがございましたので、その反省ということで、先日、電源開発の方と打ち合わせをしております。それで、電源開発につきましても、一緒にそういう水位低下の時期を合わせてやっていこうということで、漁協さんとも協議しながらやっていこうということで話をしたところでございます。

○増永慎一郎委員 川辺川ダムを白紙撤回されたときに、知事、球磨川を宝というふうな形で表現されていたというふうに思います。意外にも、私は地元じゃないからよくわかりませんが、環境に配慮して川辺川ダムをつくらないということで、これは県の事情もございまして、荒瀬ダムをそのまま継続という形にされたのですが、今話が出ていましたけれども、瀬戸石ダムとか、この前ちょっと話題になったのですが、環境対策特別委員会のときに、上流の市房ダム、それから遥拝堰等、これは球磨川の中にあるすべて水を遮るものでございます。そういったことに対しての、

この先環境に配慮する何か対策等は、県の方としては全体的に考えられているのでしょうか。

○佐藤雅司委員長 今荒瀬について議論をしているわけですが、そうした球磨川全体のことについてもやっぱり関連があるということなのですけれども、あんまり議論が広がると焦点が絞れなくなりますが、今増永委員の方から質問がありました事柄、全体的なことを知事の方からお願いしたいと思います。

○蒲島知事 球磨川は宝ということは、私が9月11日の声明文でも言いましたし、それから、これはほとんどの熊本県民の方も同意されることと思います。そういう意味からいうと、この川辺川ダムと、それから今話題になっている瀬戸石ダム、それから市房ダム、そして荒瀬ダム、それは一連の流れの中に、この宝の中にあります。ただ、今回の問題は、既にあるダムをどうするかという問題でありまして、これからつくるとのことよりも、これから今あるダムとどうつき合っていくかと。

今回、これほどの財政難というのは想像以上だったし、それから、今百年に一回という大きな金融危機の中にあります。少しでも財政的な問題点を、マイナスの要因を摘んでおきたいと。将来的に、これは未来永劫に続けるということじゃありませんけれども、この荒瀬問題に関しては、球磨川は宝であるということをおもいつつ、そして、今の状況よりも最大限、そして極限まで頑張っただけで地域と川の共生を図って行って、そういうことを図りながら、この球磨川と共生、球磨川は宝だということとやはり共生していきたいと思っています。

○佐藤雅司委員長 増永委員、よろしゅうございますか。

○増永慎一郎委員 はい。

○佐藤雅司委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 撤去費用の中身については、この前少し、道路かさ上げの費用だとか護岸補修の費用が撤去の方の費用に含まれているのはいかかなものかというお話は委員会ですべていただきましたが、実際、PTの中でこの92億円という額が出てきましたが、知事は本会議の中で、いろいろな——4つぐらいの条件でしたか、整えば撤去したいとおっしゃいましたが、その撤去したいという気持ちは変わらないんですかね。

○蒲島知事 4つの条件が整えば撤去したいと思っています。

その4つの条件は、1つは、撤去に伴う資金の確保、それから撤去による危険性の除去、それから撤去により失われた利便性の補てん、それから撤去工事の技術の確立、こうした条件が整えば、将来的には撤去すべきだと思っています。

ただ、その条件が満たされるまでは、今ある状況を最大限よくしていきたいと、極限までこの環境対策に力を注いで環境の向上を図りたいと思っています。

それはなぜかということ、今のこの段階で、この財政状況の中、これから来るであろう金融不安に伴う不況、その中で、知事として、県政の最高責任者として、現段階では存続すべきであるというふうに考えてこのような決断を下したわけです。

○鎌田聡委員 存続をすれば、発電設備の更改という部分でお金がかかってまいります。それは電力料金で回収できるというお話ですけども、撤去したいというお気持ちが強いのであれば、その撤去期間をある程度延ばし

て、今6年ですか、少しずつやっていくというやり方もあるというふうに思いますけれども、そういったふうに、撤去をするために少し工夫をしようと、期間を工夫しようというお考えはないですかね。

○蒲島知事 これは、今の機械の状況ですけども、この機械が撤去を条件にずっと修理をされてこなかったというふうに聞いています。それで、相当その機械が傷んでいると。そういう意味から考えると、やはりここで相当部分改修せざるを得ないだろうというふうに思っています。それが100%将来を見越すことができれば、ここまで修理すればいいとかあるいは修理しなくても何年もつとか、それが予想できない限り、最も有利な形で対処せざるを得ないだろうというふうに思っています。

そして、ここでは、これまで平成14年のときは一括改修ということが言われていたと思いますけれども、そこまでいかなくても、部分改修によって、そして、その改修とそれからさまざまな方策については売電価格で賄うということができるといことですので、その方向でやりながら、極限まで環境対策を行い、そして地元対策を行うということでも共生を図りたいと思っています。

○溝口幸治副委員長 今、鎌田委員の方から、将来撤去する条件の話がありましたけれども、先ほど午前中の説明で、九電との契約の話があったですね。ちょっと確認ですけども、あれでは22年から38年まで16年間ということ、16年間はもう撤去することはないというふうに理解をしいんですか。

○中園総務経営課長 午前中の説明は、基本契約が22年4月から38年3月31日まで16年間と言いましたけれども、これは藤本発電所を含めた8つの発電所分でございますので、ま

ず8つの発電所を含めての基本契約ということでございます。

○溝口幸治副委員長 ですから、この16年間に4つの条件がそろっても撤去される可能性はないということですか。それとも、その可能性はあるんですか。

○蒲島知事 これは22年4月から16年間ですけども、それ以前にその4つの条件が整えば、それは改めて再契約なりあるいは調整が行われるというふうに考えていただいて結構です。

○内野幸喜委員 じゃあ、一たんそれが始まったら、それはもう4つの条件がそろっていても撤去できないということなんですかね。その以前に、そういう4つの条件が整えばということですか、今は。

○蒲島知事 いや、そうではありません。そうではなくて、この16年間の契約期間がずっと過ぎていきますよね。その16年間の間であっても、その条件が整えば、それはあり得ると私は考えています。

ただ、これは契約ですので、また相手があることですから、それは、そこでの再契約になるとあるいは再調整になるというふうに思います。

○上野企業局長 先ほど鎌田先生が言われました、いわゆる6年間ですけども、これを延ばしてやれないかというお話でございます。

端的に言いますと、撤去自体は、やり方次第ですから、2年でも3年でもできるかもしれません。しかし、いかにしたら上流、下流に対して影響が出ないかということ、大学の先生たちに集まっていただいて、一番最適な期間というのは、14年当時は5年というこ

とで整理しました。ところが、実際工事をや  
っていく段階で、最後の5年目がちょっと無  
理が来るなということで、6年ということで  
今期間を設定しています。この6年をベー  
スにしてシミュレーションして、撤去費用はち  
よっと足りないという計算をしています。

じゃあ、これを先生が言われたように、10  
年とか、そういうもう少し引き延ばしてやれ  
ばできるんじゃないかというお話だったろう  
と思いますけれども、それについては、むしろ  
最適な期間の問題と、あと費用自体が、10  
年間に引き延ばすならば減るかという、そ  
うじゃないと思っています。それはシミュレ  
ーションしていませんけれども、一応6年が  
最適期間で、その中で10年間のシミュレー  
ーションをした結果、やっぱり無理だという話を  
しましたので、今度例えば工事期間を10年に  
して再シミュレーションした結果、要するに  
撤去できるんじゃないかというふうに結びつ  
くような判断は、今のところ私たちはしてお  
りません。それは現実はまだ計算していません  
けれども。

○鎌田聡委員 だから、そういったシミュレ  
ーションもした上であらゆる手を尽くして、  
やっぱりもう撤去費用は出ないんだという判  
断に立てば、若干——それでも理解できませ  
んけれども、少しは撤去に向けた努力をやっ  
ているんだなと思うんですけれども、結局10  
年すれば、単年度の負担というのは少なくな  
るはずなんです、総額は変わらぬにしても。  
ですから、そういった努力も、シミュレーシ  
ョンもぜひすべきじゃないかなと。

○佐藤雅司委員長 現在までコストの話が今  
議論されておるわけですが、ほかの先生でコ  
ストの話で……

○鎌田聡委員 もう1点よかですか。そうす  
ると、もう1点で終わります。

それと、資金がないからという、資金があ  
れば撤去したいというような、まああと3つ  
条件がありましたけれども、一つ県の基金を  
見ていたら、県有施設整備基金が163億あ  
るんですよ、県有施設の整備基金が。これ  
を撤去費用に充てることとかは考えられたん  
ですかね。

○田嶋財政課長 まず、基金の状況なんです  
けれども、当初予算を組んで——組むときが  
一番最大減るんですけれども、それは多分年  
度末の残高だと思いますが、ですから、財政  
調整用基金とか県債管理基金、県政整備基金、  
合わせまして今54億円になっています。で  
すから、今回財政危機宣言を知事にしていた  
で、財政再建戦略に取り組んでいる元とし  
ては、すべて合わせて54億円というのがス  
タート台になっています。

これについては、県が財政再生団体に陥る、  
いわゆる赤字決算をするときの基準が大体標  
準財政規模の5%がめどになっています。大  
体200億円ですね。200億円は最低持つてお  
かないと、すぐさまそういうような赤字決算  
を打たざるを得ないという状況なので、私  
たちは、その54億円でも全然足りないとい  
うふうに思っていますが、今後4年間の中  
ではそれぐらいは最低限でも死守したいとい  
うことで、今その基金を投入する余裕はない  
という判断です。

○鎌田聡委員 じゃあ、済みませんが、この  
県有施設整備基金は163億という、20年3  
月31日現在の額はもうないということですか。

○田嶋財政課長 先ほど申しましたように、  
今県有施設整備基金の額が幾らというのはち  
よっと覚えていませんが、県有施設整備基金  
と財政調整基金、そして県債管理基金、その  
3基金を合わせて54億円です。

○佐藤雅司委員長 ほかにコストの面で。

○藤川隆夫委員 コストにちょっと絡むかもしれませんが、荒瀬ダム自体の機器が大分老朽化して、当然すぐにでも交換しなきゃいけない状況だというふうに私は聞いているんですけども、当然その時期はもう過ぎているというふうに考えていいんですか。それとも、まだちょっと余裕があるというふうに考えていいんですか。

○福原工務課長 藤本発電所には1号機と2号機がありまして、当初の計画から、1号機につきましては、オーバーホール等を全然やっておきませんので、できるだけ早い時期に、もう存続が決まったらすぐにやりたいと。2号機につきましては、オーバーホールを以前にやっておりましたので、次のオーバーホールを予定しておりまして、平成25年に取りかえをやりたいということで、当初から計画を持っておりました。

○藤川隆夫委員 ということは、1号機は、ずっとオーバーホールをしていなかったの、すぐにでもやりたいと。これは、やっただとするとどの程度の費用がかかるんですか、オーバーホールの費用というのは。

○福原工務課長 オーバーホール費用には1億数千万で済むんですけども、そのオーバーホールに合わせて機器の改良も当然そのときにやるということで考えておりましたので、それで20数億円の費用が1号機にかかります。

○藤川隆夫委員 ということは、まあ20数億かけて当然交換するわけですから、その費用を当然売電で賄わなきゃいけないという話になりますね。それで、先ほど、今度新たに16年間の契約が結べるという話で、それで賄っ

ていこうという考え方ですよ。であれば、交換するのであれば、当然ある程度長く使わないと元は取れないわけですから、そういう意味では、今の状況であれば、早く交換してやっていくしかないのかなというふうに、今ちょっと感覚的にはそういうふうに思いました。

○佐藤雅司委員長 今の藤川委員のその見解は。

○福原工務課長 機器につきましては、確かに今言われたとおり、そこで投資しますと、当然回収に機器の場合22年かかりますので、経済的な面から考えればそういうふうに……

○藤川隆夫委員 かえざるを得ないということですね、逆に言いますと。

○福原工務課長 また、先ほど条件がそろった場合の撤去というのとはまた違った観点だろうと思います。

○佐藤雅司委員長 コストの面が出ましたけれども、水利権の話とか出てくると思いますが、けれども。

○西岡勝成委員 ほかのことでいいですか、水利権じゃなくて。

○佐藤雅司委員長 はい。

○西岡勝成委員 知事、せっかく御出席でございますので、私、今回の問題の進め方、行政といいますか、政治といいますか、の進め方について、非常に疑問に思うところがあります。

といいますのは、この前本会議で、後ろにおられます高野先生の質問にもお答えになっておりましたけれども、選挙期間中に荒瀬を

通られて、自分の若き苦勞のことも思われてのいろいろな思いがあったというようなお話もされておりましてけれども、我々もプロジェクトチームをつくって提案をしてやって、議会としては、また県政としては、もう廃止の動きでずっと流れていたのを凍結と決められました。

そのときに、私は、8時半だったと思いますが、今の総務経営課長から電話がありまして、きょう凍結を発表するというございまして、やっぱり議会もそれだけ——県としても動きよったやつをとめるわけですから、とめるに至っては、丁寧な説明というのが私はかなりの期間あってもよかったと思うんですね。まあ財政事情が非常に厳しいということは我々も百も承知でわかっておりますけれども、一応動きよったやつをとめるという、前には進みよったわけですから、川辺とは随分違うと思うんですね。

その辺については、一部、質問に対してはおおびもされておりましてけれども、ある意味スピード感というのは非常に大事な気持ちもあります、やはりこういうのは丁寧な説明を経て、凍結にしても継続にいたしましても、もうちょっと時間といいますか、丁寧さが必要だったと思うんですけれども、もう一回その辺について知事からの言葉をいただきたいと思います。我々も、ずっと関係の漁協とか地域の皆さん方と積み重ねた結果をやってきたわけですので、その辺も含めてですね。

○佐藤雅司委員長 委員会としても、知事表明以来、6月議会、それから9月議会でそのことが随分と議論されました。二元代表制の中で進め方に問題があるのではないかと、こういう疑義はありますので、その辺、蒲島知事、お答えいただきたいと思います。

○蒲島知事 就任後、6月4日にこの問題の

凍結を発表しました。それが大変唐突であった、それから、皆さんに大変御心配をかけて申しわけなく思っております。陳謝申し上げます。

ただ、やはり2つのことがとてもその当時は大事でした。1つは、財政状況をゼロベースで勉強すればするほど、この荒瀬ダムの撤去が、本当に県の財政、それから、さまざまな問題に、正しい答えだろうかということを検討する。それから、それを検討する時間が限られていたということがあります。そして、あの6月4日でないと、今度の議会で皆さんに検討してもらう時間がなかったという意味で、記者会見で唐突にこの凍結というものを報告したことになったわけです。

しかし、この問題がもっと後でずるずると来てしまっていたら、例えば、もう既に撤去が始まった後でこの問題に気づいて、この問題を立ちどまっても遅い。それから、そういう意味では、立ちどまって考えるという凍結の声明をしたのは、あの時間しかなかったのかなと、今でも私はそう確信しております。

それは、その後半年間の時間を経て、それから私自身も、それから県庁も、PTを含めて、それから議会の皆様も県民の皆様も、この問題を本当に深く考えたと思います。そして、深く考え、私自身も、当初よりも悩みに悩んでこの決断を下しました。

それは、財政問題もありますし、それから旧坂本村の方々の御苦勞、それから漁業者の方々の御期待、そしてさまざまな方々のダムに対する思い、それをとても深く考えるようになり、そして私も相当揺れましたけれども、やはりこの財政問題、大きな意味での熊本県民の民意というのは、熊本県を財政再生団体にしちゃいけないという、この民意が大きかったと私は感じました。

そして、それよりも何よりも、その後のこの大きな百年に一回という大恐慌の中で不安の芽を摘んでおこなきゃいけないと、これは

とても大事な決断だと思います。そして、この1年、来年、再来年、どうこの経済が転んでいくかわからないときに、やはりこの荒瀬ダムの問題は、そういう観点からも継続ということを決断せざるを得なかったということです。

○佐藤雅司委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 今に関連してなのですが、財政状況の再検討という中で荒瀬ダムの撤去について見直すと、そういう動きがあったということなんですけれども、そもそもだれが一番最初に、この荒瀬ダム撤去ということで進んでいったものを、一回凍結した方がいいんじゃないかというのを言われたんですか。知事がみずから見つけたんですか。それとも財政課なり企業局なり、その辺、そもそもの出発点というか、だれが一番最初にこれを持ち出したのか。普通は、もう撤去ですつと行っていたものが、これが出てくるというのがなかなか考えられないんですね。知事が、もしつぶさに見て、これだけ撤去費用がかかるんだったら、これは一回見直した方がいいと知事自身がそう思ったのか、その辺をちょっと答えられるなら。

○蒲島知事 この問題に正確に答えられるのは私だと思います。

それで、多くの方々の疑問を——マニフェストにありますけれども、私は、就任直前直後にこの財政問題を深く考えました。なぜならば、私のマニフェストの中で3大難問が、この川辺川、そして、水俣病、財政再建だったわけです。財政再建をやろうとすれば、ゼロベースで、これまで動いているものも含めて考えるべきだというふうに考えました。

その中で、この荒瀬ダムの撤去問題というのが、非常に早く決断しなきゃいけないという意味では、登場してきたわけです。ちょう

どそういうふうな私自身の関心、それから、一つの問題意識、そのときに上野局長の方から、この荒瀬ダムに関するブリーフィングがありました。そして、そのブリーフィングを通してさまざまな懸念が表明されたわけです。

それで、その段階で、一番タイミングとしてはもう最後のタイミング、これは議会の方々にこのことをぜひ検討していただきたいという思いからですけれども、6月4日に記者会見の席で発表しようということになりました。

今考えても、私も、あの時期では——後で考えると、唐突であったような反省をしています。しかし、逆に言えば、そのくらいあのタイミングを逃せば、もう次のチャンスはなかったんじゃないかなと思います。あの意思表示があったために、凍結表明があったために、今この段階でこれだけの県民を巻き込んだ議論をしながら、私自身も決断を下すことができたというふうに思います。

○佐藤雅司委員長 内野委員、いいですか。

○内野幸喜委員 はい。

○佐藤雅司委員長 ほかに水利権関係はありませんか。

○鎌田聡委員 財政再生団体にすべきじゃないという民意があるということでおっしゃいましたが、それは我々も含めてそういう思いで取り組んでいかなければならないと思っています。

そういう意味で、撤去も金が要るなら、存続するにも、先ほどの話でいけば、1号機はすぐにでも取りかえんといかぬというような、お金が要るということで、ゲート開放でそのままどうかという、いわゆる開門調査も申し上げましたけれども、要は、これは法の

制約があつてできないということではありましたが、どういう法律が、どのように放置していくことを阻害するのかということをお伺いしたいと思います。

○蒲島知事 専門的なことは理事の方から答えてもらいますけれども、まず、この開門調査については、民主・県民クラブの皆さんから、開門調査をしたらどうかというお話がありました。それは、安いし、非常に妥当性があるんじゃないかと。私も、最初は、本当にこれはいい案かなと思っておりました。しかし、検討すれば検討するほど、これはいい案じゃないということがわかりました。

まず、水利権を更新しないままダムそのものを、発電利用じゃないまま残すことは、工作物を不当に河川に放置することになって、法を守らなければいけない県としては、決してやってはいけないこと。私は、今度、預けの問題でわかりましたけれども、そういう法を守らなければいけない県が、不法なことを考えるのすらいけないというふうに肝に銘じています。それが1つです。

それから次に、仮に2年間開門調査をしたとします。調査のために発電できない期間の減収分が、1年に7億、2年で14億になります。それに調査費や維持修繕費などを合わせると、企業局の負担が2年間で約27億になります。それプラス人件費がかかります。その場合、調査をした後で仮に撤去するという判断になったとした場合、経営状況は現状よりも厳しくなるわけです。さらに、継続とした場合も、これは、その分ぱっとなくなるわけですから、一般会計への寄与は期待できません。

だから、開門調査というのは、不法、不法でないにもかかわらず、費用がかからない安上がりの方ではないどころか、判断を先延ばしにして、さらに状況が悪くなる方法であるということで、私は選択をいたしませんで

した。今は、その選択は間違っていないかと思っています。

○鎌田聡委員 不法なお話ということでされましたけれども、それは法律というのはやっぱり改善していく努力というのも必要だと思うんですね。ただ単に放置しておくんじゃなくて、やっぱり状況的に、資金面も含めた状況が好転すれば撤去しますよということで、しばらくの間どうでしょうかという話を交渉していくということも、本当に——冒頭言いましたように、撤去したいという思いがあるのならば、当面はこのまま、それと財政再生団体に陥っていかないというような思いがあるのであれば、金をかけない最善の方法だと思うんですよ。

ですから、その分で発電からの売電収入が減るといった話もありましたけれども、それ以前に、機器を更新すればそこで何十億という費用が発生しますので、それも発生させない最善の方法じゃないかと思うんですが、そういう判断には立てませんか。

○上野企業局長 先ほど知事が申し上げましたけれども、発電をするためには、川の水を使う水利権の許可が必要です。水利権の許可を取った後、河川内に工作物を設置して発電事業をするわけでございますけれども、その水利権自体が21年度で切れます。22年の3月で。その切れた時点で、その——今おっしゃるのは、例えば切れたままで河川の工作物、これは水利権が条件になっているんだけど、それはそのまま置いてやれないかということでございますけれども、これについては、国交省さんと——細かいところまでは詰めていませんけれども、基本的に河川管理する国土交通省さんとしては、水利権が切れた違法な河川内の工作物、これをそのまま放置することは法上は認められないというのが基本見解だろうと思っていますし、熊本県の方もそ



ういう考え方が、さっき知事も言いましたけれども、やはり法令遵守する自治体としては当然のことかなというふうに思っています。

○佐藤雅司委員長 その御質問につきましては、以前、何遍もお答えいただいているとおりでろうというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

○内野幸喜委員 振興策の件でよろしいですか。

川辺川における五木村同様、今回、荒瀬ダムの撤去であったものが存続という、知事が表明されて、翻弄された旧坂本村、その地域に対して、今後どのような振興策というんですか、具体的にはどういったことを考えられているのか、そういったものをちょっとお聞かせいただければと思います。

○蒲島知事 私の表明にもありましたように、五木村の方々に対する大変な思いと同じような思いを、旧坂本村の方々には申しわけなく思っています。特に、この撤去を待ち望まれていた旧坂本村の方々、それから流域の方々、それから海の再生を望んでおられた漁業者の方々、その中でも、とりわけ私は、旧坂本村の鎌瀬地区の方々と中津道の方々、このの方々には大変申しわけなく思っている次第です。今後どういうことをやっていかなければならないかという、浸水対策です。

坂本村に夜行きましたけれども、夜はとっても暗いんです。そして、暗い中で水がどんどんどんどんふえてくるというのはどんな不安なことだろうということを、旧坂本村の方がおっしゃいました。その不安をどうしても解消したいと。それで、道路や宅地のかさ上げをすることによって浸水対策を行う、これはなるべく早く行いたいと。それから、その他の対策も、丁寧な説明をお伺いしながら、どういうことをやってほしいかという地域の

御意見、御要望を受けとめながら、この協議の場を設けたいと思っています。

ただ、こういうことをやりやすよと言うよりも、むしろこれは旧坂本村の方々が、もしこの荒瀬ダムが残ったとき、何をお望みであるかと、そういうことを丁寧にお聞きしながら、そして、この浸水のおそれだけは取り除かねばいけないなと思っています。その部分が、私は、これまでの企業局の中になかったのかなというふうに思います。

今回、立ちどまって考えたことによって、県民の皆様、それから企業局、それから多くの人、それから県庁そのものにも、旧坂本村の方々、特に鎌瀬地区、中津道の方々の苦しみをみんなにわかっていただきたいと思っていますので、私は、それを知ったからには、これをなるべく丁寧に御要望を受けとめながらやっていきたいと思っています。

○内野幸喜委員 ぜひ、今知事の答弁にもありましたが、地域の声にしっかりと耳を傾けながら、地域の振興策等をしっかりとやっていただきたいと思います。

○佐藤雅司委員長 そこは委員会としても、ぜひとも力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

私から、実はタブーかもしれませんが、どうしても、まあ私の立場だから言わなきゃならぬのかなと思いますが、環境の特別委員会もありましたけれども、この荒瀬ダムの問題、特に環境の問題ですが、やっぱりつくられて40数年ですか。当時は、とってものにぎわって、観光振興にもなるよ、そして企業誘致もあるよと、こういうにぎやかな話があるいはマスコミの中でも踊ったというふうに思っておりますが、やっぱり40数年過ぎますと、それぞれ生活の質も向上してきたと。川に流入する、まあ生活雑排水の中で富栄養化

したものが相当流れ込むであろう。しかし、清流球磨川、そして急流球磨川、すばらしい県民のあるいは地元の人たちの宝だろうというふうに思います。

そうした中で、きれいな水が流れていく、これは他の河川よりも余計あるんだろうというふうに思いますけれども、やはりこうした経済活動が盛んになり、生活の質が向上しますと、かなり残留量というのはあるんだろうと思うんですね。その中で、堆積泥土、悪臭、いろいろなものがやっぱり堆積していくと思います。

荒瀬の問題、まあ荒瀬だけに、上の瀬戸石やいろいろなダムがあるということで、かなり環境に負荷を与えていると、これはもうはつきりしているというふうに思いますけれども、わずかではあると思いますけれども、やっぱり県民みんながそういう反省に立ってこれから全体的にやっついていかないと、そこだけが犯人説というのは私はいかななものだろうかというふうに常々考えております。

そうしたことを、この荒瀬の問題をきっかけにして、いいきっかけになっただろうというふうに思います。県民みんなで、やっぱり河川を浄化するための、集落排水や下水道やあるいは合併処理浄化槽、いろんな点があると思います。それから、個人個人で考えるエコもあると思います。そうしたことを、この際、やっぱりみんなで考えるという、そうした県民の高まりというものを、知事を先頭に高めていただきたいと、私からも要望をしておきたいというふうに思います。

ほかになればこれで終わりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○鎌田聡委員　じゃあ、済みません。その存続の場合は、総括原価方式で71億だったですか、存続費用が入ってくるのは。「71億です」と呼ぶ者あり）71億ですね。があって、実質県民負担は非常に低くなるという話があった

んですが、今までもいろんな事業をやるたびに、そういった何年か先の事業見通しというのが、非常に裏切られた経験が多いんですね。風力発電もしかりですけれども。もし、この数字が変わった場合に、今これだけあるから県民負担は安くて済みますよというような説明をされていますけれども、それが変わった場合に、まあ知事がそのころいらっしゃるかわかりませんが、責任の所在といたしますか、そこをどうお考えでしょうか。なかなか難しい話かと思いますが。

○佐藤雅司委員長　たびたび数字が変わるといふことの懸念があるという質問だろうと思います。

○鎌田聡委員　それと、事業見通し。

○蒲島知事　私も、この県の予算をずっと調査したところ、大体公共事業は高くなる傾向があるんです。これは断じて許しがたいものだと思っております。これから公共事業を積算する場合は、その責任をだれかが持たなきゃいけないだろうというふうに思います。

私は、私自身のときにPTで積算されたこの調査結果を、信頼のできるものと思っております。私自身の中で、責任はだれがあるか問われたときに、PTの積算を信頼したトップとしての私の責任にあると思いますので、私が責任を負います。

○増永慎一郎委員　済みません、もう1つ最後に。

先ほど内野先生から坂本の振興ということで、その話の中に、浸水の被害ということでおっしゃられたというふうに思いますが、実際、それは人災であるわけですよね。ダムができたことによって、今浸水をしたということをお認めになったということなんです、そういう人たちに対する賠償とか補償の問題

というのは、今後対応されていかれるんでしょうか。

○中園総務経営課長 これまで浸水に対する補償でございますけれども、実際、10何回ぐらい今まで浸水被害が出ております。その中で、地元の議会を含めて、浸水被害を受けられた方も入れて、結果として補償はしてきておるといように考えております。

ただ、それが十分であったかどうかということに関しましては、今後、荒瀬ダムがあることでの浸水であるかどうかも含めて、県として協議をしていきたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 そこはよろございますか。企業局長もいいですか。

○増永慎一郎委員 先ほどから、撤去前提なのが撤去をしなくなったわけでございますから、住民の感情等もありますので、きちんと対応していただくようお願いをしておきます。

以上です。

○溝口幸治副委員長 荒瀬の場合も、特にきょうは委員以外で地元の先生もお見えですが、いわゆる県として、一たん壊すという約束をやってきて、ここに来てほごにしました。あるいは川辺もそうですが、平成8年10月に、国、県、それから地元と、つくると合意をして進んできて約束をほごにした。さっきの話からいくと、例えば九電の契約も、いわゆる16年間という約束ですよね。契約ですから、16年間という約束をしているにもかかわらず、さっきの話からいくと、いや、4つの条件が整うと、これはそのときにまた判断するんですよとおっしゃると、なかなか九電も、いつはしごを外されるのかということもひょっとしたらお考えになるんじゃないか。あるいは、最近のそのような出来事を並

べたときも、いわゆる知事は変わっても、行政がやる連続性というのがあって、約束してきたものを平気でほごにしてしまうというのは、非常にやっぱり県民に対しても不信感を、あるいは県とのいろんなかかわりの機関に対しても不信感を与えることになるんじゃないかなという危惧を、実は私は最近持っています。

しかしながら、今回の決断に至る経緯、プロジェクトの職員の皆さん方も、それぞれの業務をお持ちの中、恐らく残業やいろいろなことを通じて積み上げられてきた、それをもとに知事が判断をされ、悩みに悩んでという姿も、一般質問等々を通じて十分感じるところでありますが、いろいろな議論を交わす中で、どうも企業局が先頭に立ってやってきましたけれども、企業局に対する地元の不信感というか、これまで説明してきたことと今回の判断、決断によって企業局が新たに取り組もうといったことも含めて、どうも地元との不信感がぬぐい去れないような気がいたします。

ですから、今後、この荒瀬ダムを存続するにしても、やっぱり企業局が窓口になるのはわかりませんが、全庁的な、県全体でやっていると、坂本の皆さん方のお気持ちにも、いわゆる約束をほごにするわけですから、知事のさっきのお話にもありましたとおり、すごく心を痛めておられるんだろうと思いますけれども、それも含めて全庁的に組織をしっかりとつくってやっていくんだという、そういうメッセージが、やっぱり地元にも、また、この問題を注目している県民の皆さん方にも必要だと思いますが、そのあたりの全庁的な取り組み体制、その意気込みを最後に知事にお聞きをしたいというふうに思います。

○蒲島知事 私は、川辺川ダムにおける五木村の振興、それから、荒瀬ダムの問題における旧坂本村の村民の方々にとどうこたえるかと

というのは、私は全力をかけてやっていくつもりです。今、これは企業局単位の問題になっておりますけれども、知事が覚悟することが一番大事だと思います。知事がその覚悟さえあれば、セクションがどこであるというよりも、県庁の方々みんながそれについていくと私は確信しております。

そして、これまで8カ月という短い期間の行政でしたけれども、やはりリーダーの決断というのはとても大きい。そして、そのリーダーを信頼して、一緒にこの問題を考えていくということによってこの問題を解決していきたいと。そして、当然、その最前線に立つのは企業局でありますけれども、企業局の方々も、今回のこの問題をきっかけに、きっとすばらしい企業局に立ち直って、そして、それを全庁的に後援していくという形になりながら、この問題の解決に迫っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○佐藤雅司委員長　これで質疑を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長　それでは、質疑を終了いたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後2時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済常任委員会委員長